

資料編

資料編

1 荒川区読書活動推進プランの施策の柱および施策の体系

【課題（27ページを参照）】

- ① 図書資料の充実および区民等に向けた取組
- ② 不読率の低減
- ③ 地域全体での読書活動
- ④ 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

<施策の柱1> 読書環境の整備および充実 ～いつでもどこでも、誰もがのびのびと 読書に親しめる環境を整備します～	重点	根拠となる 課題
施策1 読書環境の整備および充実		
1 世代を問わず読書に親しめる環境の整備		
(1) 区立図書館資料の収集と充実		①②
(2) 区立図書館システムの利便性の向上とDX化の推進	○	①
(3) 区立図書館のアクセシビリティ向上とサードプレイス化の推進		③
(4) 区立図書館資料の図書館以外での活用による読書環境の整備		①②
2 生涯にわたる読書習慣を身に付けられる環境の整備		
(1) 児童施設等の読書環境の整備		①②③
(2) 学校図書館の蔵書の整備		
①学校図書館の蔵書整備と学校間における図書の相互利用		①
②多様な子どもに応える学校図書館資料の整備	○	①
③学校図書館の蔵書管理・検索システムの整備		①③
(3) 学校図書館の活用		
①教育課程に基づく学校図書館の活用		①③
②学校図書館の運営体制の強化		②
(4) 区立図書館における子どもを対象とした資料の収集と充実		①②
(5) 区立図書館の子どもにとって居心地のよい空間の整備	○	①
(6) 学校図書館および区立図書館のデジタル社会に対応した読書環境の整備と多様な子どもの読書機会の推進	○	①③
(7) 学校図書館と区立図書館の連携		②
施策2 読書バリアフリーの整備および充実		
1 読書に困難のある人への取組		
(1) 区立図書館における読書に困難のある人に配慮した取組の充実		
①区立図書館における読書に困難のある人に配慮した資料の収集とサービスの充実		①
②読書に困難のある人への区立図書館の蔵書提供		①
(2) 学校図書館と区立図書館の連携による障がいのある子どもに対する取組の充実		
①学校図書館および区立図書館における障がいのある子どもに配慮した資料の収集と整備		①
②子どもの読書バリアフリーに向けた学校図書館と区立図書館の連携事業の実施		①

(3) 地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動の実施	○	①
(4) 障がいのある人への取組を強化するための研修等の実施		
①障がいのある子どもの読書に関する職員研修等の実施		①
②障がいのある人の読書に関するヒアリング等の実施		①
2 日本語を母語としない人への取組		
(1) 区立図書館における日本語を母語としない人へのサービスの充実		①③
(2) 学校図書館および区立図書館における子どもを対象とした外国語 図書の収集と整備		①
施策3 読書活動の推進体制の整備および充実		
1 身近な読書環境の周知および読書に対する関心の醸成		
(1) 区立図書館の積極的な活用を促す取組		①②
(2) 宣言および読書のまち条例の周知による読書に対する関心の醸成	○	③

【課題（27ページを参照）】

- ① 図書資料の充実および区民等に向けた取組
- ② 不読率の低減
- ③ 地域全体での読書活動
- ④ 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

<施策の柱2> 全世代の読書啓発および体験の充実 ～本が持つ無限の可能性と魅力的な読書体験を提供し、 読書と共に成長し暮らすことの喜びと豊かさを広めます～	重点	根拠となる 課題
施策1 本を読む人を増やす事業の充実		
1 大人を対象とした読書啓発		
(1) 読書の効果や魅力を実感できる事業の実施		①②
2 子どもや若者を対象とした読書啓発		
(1) 子どもや若者が読書を好きになる事業の充実		①②
(2) 子どもや若者と関連機関が連携して行う、子どもや若者の視点に 立った読書活動の推進	○	①②③④
(3) 学校図書館の魅力的な書棚の充実		①
(4) 不読率低減に向けた取組の強化	○	②
3 全世代を対象とした読書啓発		
(1) 本を読まない読書機会の提供	○	②
施策2 読書活動を深める事業の充実		
1 大人の読書活動に関する事業		
(1) 大人のニーズを意識した読書活動の支援		①②
2 子どもや若者の読書活動に関する事業		
(1) 子どもや若者の興味関心を喚起・育成し、心と知的好奇心を満た す読書活動の支援		①
(2) 子どもや保護者の家庭での読書活動に対する支援		①②③
(3) 学校における読書活動の支援および指導		
①学校司書による授業および読書活動の支援		②
②学校における読書指導		②
(4) 学校図書館および区立図書館における子どもの個別最適な読書 機会の提供	○	②
3 全世代の読書活動に関する事業		

(1) 区立図書館の電子資料を活用した読書活動の支援	○	①
施策3 課題解決型読書活動を推進するための事業の充実		
1 大人の課題解決型読書活動推進のための事業		
(1) 荒川区に関連する地域資料と調査支援の充実	○	①③
(2) ビジネス支援サービスの充実		①②
(3) 区立図書館のレファレンス・情報提供・課題解決サービスの充実		①
2 子どもや若者の課題解決型読書活動の推進のための事業		
(1) 学校図書館を活用した授業におけるプレゼンテーション能力の育成		④
(2) 小論文コンテストや図書館を使った調べる学習コンクール等の実施		①
(3) 区立図書館における中学生と高校生を対象とした文献調査方法の案内の充実	○	①②

【課題（27ページを参照）】

- ① 図書資料の充実および区民等に向けた取組
- ② 不読率の低減
- ③ 地域全体での読書活動
- ④ 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

<施策の柱3> 地域を読書でつなぐ取組の推進 ～読書の楽しさを分かち合い、地域と人、人と人がつながり、 生き生きと活躍できるまちをつくります～	重点	根拠となる 課題
施策1 自己実現および社会貢献のための取組		
1 ボランティア活動と協働に関する取組		
(1) 区立図書館のボランティアの育成	○	③
(2) 読書活動に関連するボランティアとの協働事業の拡充		③
(3) 学校図書館におけるボランティアとの協働事業の実施		③
2 民間事業者等との連携による読書活動に関する取組		
(1) あらかわ街なか図書館を地域資源として活用した取組の推進		③
(2) 地元書店との協働事業の実施		③
(3) 区内民間事業者の読書活動の支援および参画機会の拡充		③
3 地域全体で行う読書活動に関する取組		
(1) 読書を地域に循環させる取組の推進		③④
(2) 子どもや若者を主体とした地域をつなぐ読書事業の実施	○	③
施策2 人々が交流するための取組		
1 読書体験を共有し分かち合うための取組		
(1) 読書体験を分かち合い、人と人とがつながるイベントの開催	○	①④
(2) 子どもや若者同士がつながり、読書体験を分かち合うスキルを身に付けるイベントの開催		④
(3) 本を読む力・味わう力、読書体験を深める力・共有する力の養成		①②④
施策3 読書活動と人をつなぐための取組		
1 地域が一体となって読書活動を推進するための取組		
(1) 地域と協働で読書のまちを実現するための区職員のスキルアップ	○	③
2 区内外に読書のまちを発信するための取組		
(1) 読書を愛するまちの文字・活字文化の推進によるシティプロモーションの一層の取組	○	③

2 荒川区読書活動推進プラン案に対するパブリック・コメント実施状況

[意見募集期間] 令和7（2025）年12月1日（月）から12月21日（日）

[閲覧場所] ゆいの森あらかわ、各地域図書館、情報提供コーナー、区ホームページ、
図書館ホームページ

[意見提出者] 49名（電子申請20名、持参26名、郵送・FAX・電子メール各1名）

[意見の内訳件数]

① プラン全般についての意見			27
② プランの具体的な内容に対する意見			65
内 訳	施策の柱1	読書環境の整備および充実	23
	施策の柱2	全世代の読書啓発および体験の充実	23
	施策の柱3	地域を読書でつなぐ取組の推進	19
③ その他			7
合計			99

[意見の取扱い]

◎	プランに反映する	2
○	既に盛り込んでいる	43
－	意見・要望としてお聞きする	54
合計		99

提出された「意見の概要」とそれに対する「区の考え方」

《プラン全般について》

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
1	P15の②ボランティアとの協働において、この中に「ブックスタートボランティア」は該当しないのか。	ご指摘を踏まえて、以下のように修正いたします（修正内容は、下線部）。 児童サービスにおける「 <u>絵本の読み聞かせ・ストーリーテリングボランティア</u> 」「 <u>ブックスタートボランティア</u> 」	◎	15
2	子ども読書活動推進計画については、本プランに内包することだが、子どもの施策と大人の施策を分けて記載してはどうか。	本プランの方向性を大きく3つに分類し「施策の柱」としています。これらの柱にひもづく施策体系の中で、子どもの読書活動とそれ以外のものについて整理しております。	○	38 ～ 41
3	各施策の分類を妊産婦、子育て世代、学生、高齢者、障がい者等、対象別にしてはどうか。	本プランの施策体系において対象者別の取組を整理しております。今後はこの施策に基づき、様々な事業に取り組んでまいります。これらの事業を実施する際には、対象を明確にし、本プランのどの施策に該当するかを併記するなど、周知に努めてまいります。	○	38 ～ 41
4	読書をいろいろな方法で広められそうな良い計画だと思う。 コミックを読むのも小説等と同じく読書だと思うので、図書館の蔵書を増やすなどコミック文化も推進することで、読書のハードルが下がる。	本プランにおける「読書」には、一般書としてコミックも含まれます。これまでも区立図書館では、コミックも図書館の蔵書として提供し、読書活動を推進してまいりました。 引き続き、本プランに基づき、利用者からの要望や本の評価・芸術性・時代性等を総合的に判断し、蔵書充実を図るとともに、読書に親しんでもらうための事業に取り組んでまいります。	○	42 ～ 91
5	「場所」の利活用や「交流」を増やす施策においては、大人数を受け入れる定員や受け皿の仕組みを先に整えてからの利活用の推進を期待している。	本プランに基づき、各区立図書館の特徴を生かした事業を実施するとともに、定員に応じて開催場所を検討してまいります。また、民間施設や公共施設を活用した街なか図書館の一層の充実等、地域や施設の特徴を生かした本を設置することで読書環境を広げつつ、読書を通じた「交流」を増やしてまいります。	○	42 ～ 91
6	資料の所蔵だけの図書館ではなく、それを利用した活動そのものを活性化する資源として、地域住民の知的好奇心を刺激する環境整備を期待する。	本プランでは、人々が本を媒介として交流することで、地域が読書でつながることのできるよう、地域の方々が相互に意見交換ができるような交流を増やし、読書体験を共有するための取組を実施してまいります。	○	42 ～ 91
7	どこで何を行ってその結果がどうであったか、質的結果が示されることを期待する。	本プランに基づき、各種事業の参加者の満足度およびその満足した内容の分析や、図書館職員と区民等との交流による利用者の視点を把握することによって、PDCAを通じた振り返りと改善について検討してまいります。	○	96
8	図書館にももう少し気楽に入れたりすると更に広がっていくのではないかと。取組のアピールが大切だと思う。	区はこれまで、融合施設であるゆいの森あらかわの開館や、公園内への尾久図書館の設置等、誰もが気軽に来館できる図書館づくりに取り組んでまいりました。今後も、本プランに基づき、図書館へ足を運んでいただけるよう、魅力的な事業の実施と積極的な周知に努めてまいります。	○	97
9	策定後には、本プランについて広く周知していくことが大切だと思う。	これまでも図書館での取組等について区ホームページや区報等を活用し、お知らせをしてまいりました。本プランに基づき、SNS等もさらに活用するなど、地域全体に広く伝わるよう、より区民等の手に届くような方法による周知を検討してまいります。	○	97

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
10	「読書を楽しむまち・あらかわ」にふさわしい推進プランの素案ができて嬉しく思う。あとは実践するのみである。			
11	「読書を楽しむまち・あらかわ」を実現するべく、情報を分析し、プランとしてまとめたことに感服する。居場所として、利用者の興味・関心や図書館に求めるニーズを利用者個々人から聴き、情報の集積地になれば良いと思う。			
12	本にかかわる施設と人々を結ぶ本プランが、荒川区の大きな財産となるよう期待している。	本プランでは、地域一体となって読書活動を推進することで、読書のまちの実現を目指すものです。取組に当たっては、利用者のニーズや興味関心事の把握に努めてまいります。		
13	「荒川区読書活動推進プラン・素案」は立派な内容だと思う。荒川区は、図書館を充実活用する方向で頑張りたい。	また、区立図書館、学校図書館、街なか図書館等における読書環境を充実していくとともに、さらなる本が身近にある環境整備等、地域一体となった読書活動を推進してまいります。	—	—
14	あらゆる世代に働きかけることで、日常生活の中においても読書に親しむ空気が醸成され、さらに環境が整うことにより、結果として子ども世代にも良い影響をもたらすのではと期待している。	引き続き、本との出会いの支援を行うことで、本が「心の栄養」となるよう努め、より多くの方が生涯にわたって読書に親しむことができるよう「読書のまち」の実現に向けて、鋭意取り組んでまいります。		
15	スローガンに沿って様々な取り組みが提案されており、とても期待できる内容だと思う。図書館やその他の施設において、区内の読書環境を充実させる意向が伝わってくる。			
16	「読書を楽しむまち・あらかわ」宣言の中に、本は心の栄養とあるが、子どもと絵本を読んでいて本当にそう思う。本にふれあう機会が提供される荒川区であってほしいと思う。			
17	新たにどうい事業を行うのか具体的な内容がわかりにくい。	本プランは区だけでなく、多くの人が当事者となり、地域が一体で読書活動を推進することを基本目標として新たに掲げ、必要な施策を体系化しています。これらの施策は個別の事業の進捗を管理するものではなく、取組全体の方向性を示すものとして整理しております。実施に当たっては、一部の事業に固定化せず、地域の実情にあった取組を行っていくこととしているため、事業等の表記をしておりません。読書のまち条例が掲げるまちづくりに向けて様々な取組を行ってまいります。	—	—
18	継続・拡充・新規の表示や所管課が明記されておらず、第三者には曖昧だと感じた。			
19	本プランの点検・評価に当たり、各部署のプロジェクチームを発足させるとあるが、このような行動に地域住民を参加できるようにしてほしい。	プラン開始直後の行動主体は、当面の間、区が中心になるものと想定しております。ご提案のプロジェクチームについては、行動主体の変容に応じて、適宜検討してまいります。	—	—
20	P21の文中に記載している「ブックスタート事業の開始およびそれに伴うボランティア活動の場の拡充等」とは具体的に何を指しているのか。	令和5（2023）年8月から、ボランティアの方々と一緒に図書館でブックスタート事業を開始したことで、図書館運営におけるボランティア活動が拡充できたことを記載したものです。引き続き、活動の場および生涯学習の場としての取組に努めてまいります。	—	—
21	ブックスタート事業について、区として参加割合の目標値は定められているのか。	すべての対象者へ乳幼児から本に親しんでいただける機会が提供できるよう、事業内容の充実にも努めてまいります。	—	—
22	図書館には、意見を提出できるアンケートボックスを設置し、どのような意見が提出されてどのように対応したのか、図書館と利用者が対話できるような掲示板等を作ってほしい。	区立図書館ではこれまでも、利用者アンケートや事業の感想等、利用者のご意見を伺うことで図書館運営の参考としてまいりました。引き続き、よりよい図書館運営ができるよう利用者積極的にコミュニケーションが取れるよう検討してまいります。	—	—

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
23	「読書を楽しむまち・あらかわ宣言」や、読書のまち条例の理念の実現に向けて、絵本活動をする者として、今後も新しい事を学びつつ、積極的な活動をしていきたいと思う。	読書のまちづくりにご協力をいただきありがとうございます。地域一体となって読書のまちのさらなる実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続きのご協力をお願いいたします。	—	—
24	頑張って、このプランを実行してほしい。			
25	このプランができれば、もっと多くの方が本を好きになってくれると思う。	本プランは、多くの方に本を読んでもらえるよう、図書館だけでなく、地域の皆様と一緒に読書活動を推進していくための方向性を示しております。実施に当たっては、子どもの意見やアイデアを取り入れることが大切だと考えおります。		
26	プランについて、子どもの意見も言えていいと思う。	区立図書館では、図書館を利用している子どもたちと一緒に、様々な活動ができるよう取り組んでまいります。	—	—
27	このプランで、まちの中に読書が広がっていくと、自分が好きなシリーズの本について一緒に語れる人が増えるかもしれない。			

《施策の柱1》 読書環境の整備および充実

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
28	ノンフィクションの本があると良い。			
29	もっと挿絵やふりがなのついた本があると良い。			
30	小さい子が読める本や、高齢者でも読みやすい文字の大きい本、学習マンガがもっとあると良い。	区立図書館には、ノンフィクションの本、挿絵やふりがなのついた本、青い鳥文庫や大活字本といった字の大きな本も多く所蔵しております。また、耳で聞く読書ができるCDの貸出しや電子図書館サービス等も行っております。頂いたご意見を踏まえ、引き続き、蔵書の充実に努めてまいります。	○	42 ～ 61
31	青い鳥文庫以外にも大きな字で読める本があると良い。	学校図書館においても、蔵書の充実に努めるとともに、区立図書館と連携することにより、図書の団体貸出しや、区立図書館職員によるブックトーク等、読書推進に努めてまいります。		
32	学校図書館の本も増やしてほしい。			
33	耳で聞くものがあつたら、本が苦手な友達も読書を楽しめると思う。			
34	本に興味はあるが、読むのが苦手である。声優やAIを活用した朗読や、ラジオのように聴くことができるとよい。	これまで区立図書館では、声優や俳優による朗読イベントを実施し、読書への親しみを醸成するイベントを実施してまいりました。そのほか、主に小説作品を朗読した「朗読CD」の貸出しも実施しております。また、マルチメディアデジータ荒川区電子図書館サービス等、音声による読書環境の提供を実施しております。本プランに基づき、引き続き、誰もが読書ができる環境を整備するために取り組んでまいります。	○	42 ～ 61
35	非常に素晴らしい取り組みだと思う。今は紙媒体から電子媒体の活用度が時代とともに増えてきているため、読書人口を増やす観点では、電子図書館（区内限定）の強化は必要だと感じる。	区立図書館では、場所や時間にとらわれず、ライフスタイルにあった自由度の高い読書を可能にすることを目的に、令和6（2024）年10月に、区内在住・在勤・在学の人を対象に「荒川区電子図書館サービス」を開始しております。本プランに基づき、多様に変化していく読書環境について検討を重ね、引き続き取り組んでまいります。	○	43
36	不要になった本の活用について、廃棄されてしまうかもしれない家庭の本を地域の本にゆみがえらせるスキームの構築、および他機関によるリサイクル図書の活用方法について検討してほしい。	区立図書館では、一定のルールの中で寄贈を受けております。また、リサイクル図書事業として地域における福祉まつりへの出店等や、図書館と協働で事業を行う中学生以上の10代（ティーンズスタッフ）の企画により、家庭で不要になった本を持ち寄り交換し合う「本の交換会」を実施しています。不要になった本を大切な資源として必要な人へ届けることによって、本に親しめる環境整備に今後も取り組んでまいります。	○	46

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
37	室内遊び場にも本があると良い。	本プランに基づき、子どもたちの遊び場や、普段利用する店舗や施設等、生活圏の各所で、本に触れる機会が増えるよう努めてまいります。	○	46
38	お店や病院の待合室など、よく行く場所にも本があると良いと思う。			
39	子どもが文字を読むことが苦手で、読書することに対してプレッシャーを感じてしまうことがある。読書に困難のある人でも、劣等感を感じなくて済むアプローチを考えてほしい。	区立図書館では、LLブック等のほか、絵の表示や音声での読み上げ等のデジタル技術を使用した図書を提供しています。本プランに基づき、こうしたサービスの認知向上と利用促進を図るなど、引き続き、誰もが読書ができる環境のより一層の整備に努めてまいります。	○	57 ～ 62
40	外国語の図書の収集と整備だけでなく、絵本を日本語と外国語で読み聞かせることで、人と人が繋がる取組が必要ではないか。	これまでも区立図書館では、ボランティアや留学生との協働により「外国語のおはなし会」等実施してまいりました。引き続き、外国語資料の収集とともに、おはなし会等の事業に取り組んでまいります。	○	61 ～ 62
41	ブックスタート事業等の乳幼児に向けた取組に関して、SNSでの読書情報の発信等をさらに充実してほしい。	区立図書館における取組については、館内掲示や区報をはじめ、区営掲示板を活用し、周知してまいりました。今後はSNS等をさらに活用するとともに、都電荒川線の停留場や公共交通機関等でのポスター掲示等、各取組が広く伝わるよう、様々な方法で周知を行ってまいります。	○	62 ～ 63
42	すでに図書館等で実施しているサービスについても周知の工夫・強化が大事だと感じる。			
43	本プランを読んで初めて知った取組があった。図書館での取組が区民に伝わるよう、イラスト付きのしおりを作成する等、周知を充実してほしい。			
44	布絵本の展示が少ないため、より利用者の手に取ってもらえるように、展示を増やしてほしい。	配架スペースに限りがあることや布絵本の管理のため、数点ずつ入れ替えながら展示を行っております。より効果的な展示方法について検討してまいります。また、布絵本は、乳幼児から楽しめるだけでなく、障がいのある子もいない子も楽しめる優れた絵本・遊具だと考えております。全館のカウンター等への配置や、おはなし会等での活用等について検討してまいります。	-	-
45	布絵本をもっと開架に出してほしい。			
46	図書館の自習机を増やしてほしい。また、読み聞かせグループで選書等の相談をするスペースを増やしてほしい。	区立図書館では、それぞれの施設環境に応じて、利用者が安全・快適に利用できるよう配慮した上で座席の確保に努め、必要に応じて会議室等を閲覧席として開放するなどの対応を行ってまいりました。施設としての制約の中で可能な限り、学習活動やグループ活動のためのスペース確保に努めてまいります。	-	-
47	従来の図書館にはない魅力的な空間があれば、利用者を増やすことができるのではないかと。小さな音であれば許容されるような環境であるといいと思う。	ゆいの森あらかわは、中央図書館・文学館・子ども施設の機能が融合した施設であり、尾久図書館は公園内の立地を生かして気軽に立ち寄り、様々な本との出会いを体験できる施設となっております。また、人と人との交流を重視し、カフェとの併設やコミュニケーションを促す設計となっております。従来の静かで集中するスペースと、地域文化の交流・発信拠点としての魅力ある空間・環境を実現できるよう、今後も取り組んでまいります。	-	-
48	小中学校の学校図書館司書配置等、子ども達への読書教育の取組が、先駆けて行われている。また、公立図書館も充実していて、現代俳句協会との協力関係の資料やイベントも多くありがたい。これからも、引き続き読書活動の充実を望んでいる。	今後も、学校図書館、区立図書館やその他の区立施設における読書環境を整備し充実することで、地域一体となった読書活動を推進し、読書のまちづくりの実現を目指してまいります。また、俳句のまちあらかわとして、関係部署や団体との連携事業に取り組み、俳句をはじめとした様々な分野から本に親しむことのできる環境を、引き続き整備してまいります。	-	-

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
49	“読書に困難のある人への取組”について、とてもすばらしいと思った。私たち自身も発信していきたいと思う。	ご協力ありがとうございます。読書に困難のある人に配慮した資料の収集とサービスを充実させ、誰もが生涯にわたって読書に親しむことができる環境整備に、引き続き取り組んでまいります。	-	-
50	〈乳幼児とのコミュニケーションツールとしての本の魅力とは？〉 プラスオンとして、このような内容が記載されていることについて大変嬉しく思う。	絵本を通じてコミュニケーションが図ることは乳幼児期の読書習慣の形成に重要なものと捉えております。引き続き、子どもたちの読書活動を地域社会全体で支え、読書のまちの実現に向けて取り組んでまいります。	-	-

《施策の柱2》 全世代の読書啓発および体験の充実

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
51	(2) 子どもや保護者の家庭での読書活動に対する支援 「健診事業等と連携」ではなく「保健所と連携」または「健康推進課と連携」とするべきではないか。	ご指摘を踏まえて、以下のように表記を修正いたします(修正内容は、下線部)。 健診事業等とあわせて取り組むことで、	◎	71
52	成人中心の活動にも力を入れてほしい。	本プランでは、読書活動推進月間での講演会等やビジネス支援のイベント等、図書館へ足を運ぶきっかけとなる事業を実施するとともに、潜在的な興味関心を喚起できるような、新たな本との出会いを創出するなど、多様なニーズに対応できるよう努めてまいります。	○	64
53	大人が参加できるイベントを増やすことで、より一層図書館に来る人が増えるのではないか。			
54	読みたい時に、読みたい本が見つかることが重要だと思う。図書館において、読んでみようと感じてもらうためには「面白そう」、「たになりそう」と思える案内を充実させるのはどうか。	これまで区立図書館では、世代等に合わせておすすめ本の紹介リストを作成してきました。また「特集コーナー」や、多彩な本との出会いや個人の興味関心事に合わせて本を紹介する「オーダーメイドブックサービス」を提供しております。引き続き、これらの取組を周知していくとともに、個人の知的好奇心を満たすような取組を充実してまいります。	○	64 ～ 80
55	紙芝居は荒川区が発祥の地とも言われている。高齢者や子どもが読み手となり、参加者は飛び入りで参加できるような紙芝居の読み聞かせ会を実施し、全世代で楽しむことができる事業を実施してほしい。	区では、あらかわ遊園において「昔なつかしい街頭紙芝居」を実施しているほか、区立図書館では、毎年8月8日に拍子木の音にちなんだ「8月8日(パチパチ)紙芝居デー」を開催しています。引き続き、紙芝居の文化を継承し、全世代で楽しむことのできる事業を実施してまいります。	○	65 ～ 66
56	周りの人がどんな本を読んでいるのか、とても興味深い。「〇〇大賞」等、共有できる仕組みを作ってもらいたい。			
57	読書に親しんだ経験のない大人に読書の魅力を伝えるのはなかなか困難だと思う。さらなる取組を期待する。	実際に本を読まなくても、身近な人や地域の方が書いた本の感想等を読むことも読書の一つ(「本を読まない読書」と定義し、他者との読書体験を共有することで、これまで本が身近でなかった人でも、本に親しんでもらえるような取組を実施してまいります。また、こうした取組の中でのコミュニケーションにより人や地域をつなげていくことにも留意しながら取り組んでまいります。	○	68 ～ 69
58	「本を読まない読書機会の提供」は素晴らしい。本を読む機会がなかったり、何を讀んだら良いかわからない等と感じている人の良いきっかけになると思う。			
59	「子どもの好奇心」に触れるような企画をし、興味のある分野から活字に触れていく流れがあると、より読書率を高められるのではと考える。具体的には、本の内容とリンクした体験学習を関連部署と連携し実施するのはどうか。	子どもたちの読書活動推進について、区立図書館だけでなく、児童施設等において、読み聞かせ会や季節を感じる事業等を実施しています。また、本から想像力を広げる体験型イベントに取り組んでまいりました。引き続き、本の内容とリンクした体験型の事業を通じて、子どもたちの読書活動推進を図り、読書に親しんでもらえる取組を積極的に実施してまいります。	○	71

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
60	子どもの絵本選びのハードルを低くするために、おすすめ本リストにおける選書の考え方や読書の重要性を伝える施策を実施してほしい。	区立図書館では、絵本選びの参考として、年代別または家読（うちどく）におすすめする本のリスト等を提供しています。本プランに基づき、これらのリストの提供とあわせて、掲載本の効果的な紹介方法について、検討してまいります。 また、特定のテーマに沿って本を展示・貸出しする「特集コーナー」の設置や、おはなし会をはじめとするイベントでの絵本の読み聞かせ等を実施し、たくさんある本の中から1冊でも多くの好きな本を選ぶ手助けや、出会いづくりを行っています。引き続き、保護者の絵本選びや読み聞かせが楽しくなるよう取り組んでまいります。	○	71
61	「絵本を選ぶこと」や「絵本を読むこと」のハードルを下げるために、保護者向けの絵本講座があると良いと思う。			
62	調べる学習チャレンジコンクールの受賞作品を、各区立図書館で掲載してはどうか。	令和6（2024）年度には、尾久図書館およびゆいの森あらかわで展示を行いました。本プランに基づき、今後も、区立図書館でより広く展示ができるよう検討してまいります。	○	78 ～ 79
63	ブックスタート事業において、日本語を母語としない家庭が増えたと感じている。英語の訳をつける等、日本語を母語としない人への取組を充実してほしい。	ブックスタート事業においては、日本語を母語としない家庭に対しては、引換券や絵本を外国語版でご案内しております。引き続き、ブックスタートボランティアとともに、より効果的な周知に取り組んでまいります。 その他、外国語の資料の強化等、日本語を母語としない人へ向けた取組を行ってまいります。	-	-
64	荒川区が「読書のまちづくり」において、単なる教養や楽しみのためだけでなく、「本を使った情報収集や自らの課題を解決するための支援等」を重視し、「全世代の読書人口を増やす」ことを目標としている点に強く賛同する。	教養や楽しみを目的とした読書を推進するとともに、情報収集や知識の蓄積など探究的で実用的な読書につながるよう取り組んでまいります。また、読書の効果や魅力が実感できる事業を実施することで、読書人口を増やす取組を進めてまいります。	-	-
65	現代は「読書」だけでは古い。デジタル時代では読書よりもオンラインで記事やデータ、ドキュメントがアップデートされる。本を読むことよりも、知識を蓄え、それを活用して区を発展させ、区民を幸せにする取組を期待する。	さらに、子どもや若者の興味関心を喚起・育成していくことで、読書の楽しさや大切さを体感し、生涯の読書習慣形成につなげるとともに、成長後の課題解決能力を養成する取組に努めてまいります。あわせて、区民のニーズに対応した蔵書の整備やオンラインデータベースの提供、および調べもの調査支援の実施等に取り組んでまいります。	-	-
66	ゆいの森あらかわ2階にある学び라운ジの体験キットに関連する本の紹介を添付することによって、読書につなげてみてはどうか。	学び라운ジでは、遊びや体験を通して、科学をはじめとするさまざまな分野を学べる体験キットに関連した本を配置しています。近くに関連本を配置することで、体験キットから生じた疑問や課題を本で調べたり、知識を深めたりできるよう工夫しています。今後も、体験キットを通じた遊びや学びを読書につなげる取組を行ってまいります。	-	-
67	ブックスタート事業について、荒川区では、絵本をひらく楽しい「体験」と、生まれて初めて手にする「絵本」をセットでプレゼントされていて、お母さん方にとっては、とても嬉しい時間だと思う。	絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントし、絵本によるコミュニケーションを図ることで、家庭における楽しい時間を充実させ、乳幼児期からの読書習慣を形成することを目的としてブックスタートを実施しています。引き続き、乳幼児親子の触れ合いを充実させるため、絵本を活用したおはなし会をはじめとした事業を推進してまいります。	-	-
68	ブックスタートの会場を、保健所に変更したほうが良いと考える。	ブックスタート事業は、乳児と保護者が絵本を介して交流するきっかけを作り、親子の絆を深めるだけでなく、事業後も継続して絵本に親しんでいただくことを目指し、区立図書館で実施しております。ご提案いただきました健診会場と同一建物内で実施することについては、絵本に親しんでいただくなどの目的に鑑みつつ、対象者のご意見を伺いながら、限られたスペースの中でいかに安全に運営していくか等の課題を所管課と検討してまいります。	-	-
69	健診後に会場を移動するのは大変なため、ブックスタートも保健所での開催を希望する。			
70	ブックスタート事業を、保健所で直接案内ができると乳幼児親子の身体的負担が減るのではないかと。			

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
71	読み聞かせ会等について、ボランティア団体に依頼し、保育園のホールを会場に、在園児やその保護者のみならず、誰でも参加できるように実施したら良いと思う。団体としても安定した活動場所の確保となり、活動意欲につながると考える。	これまで区内の保育園では、ボランティア団体による出張型おはなし会を実施してまいりました。引き続き、各ボランティアが各施設と直接調整できる体制を整備するなど、活動を支援してまいります。 また、保育園の地域支援事業等の一部としておはなし会を実施し、保育園近隣の子育て家庭にも参加してもらえるよう検討してまいります。	-	-
72	0から1歳のためのおはなし会（ゆいの森ホールで実施）について、大型絵本を多く利用しているが、赤ちゃんはまだ視力が弱いため、会場が広くて遠いと思えないと思う。絵本をもっと身近に感じて欲しいということであれば、実施する場所を見直した方がよい。	参加希望者が大変多く、実施回数を増やすことや整理券を配布するなどの改善を図ってまいりました。それでも会場内の密度が高く、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、会場をゆいの森ホールに変更いたしました。乳児の安全を確保した上で楽しめる読書環境整備の充実を図るため、区立図書館全体のおはなし会の実施方法について検討してまいります。	-	-
73	2から3歳のためのおはなし会について、読む本の冊数が5冊と多く感じた（その間、手遊びは1回）。そして、内容的にも、物語の本も選書していて、年齢に対し、結構、難しい本を選書されているな、という印象を受けた。	ゆいの森あらかわで実施している「2から3歳のためのおはなし会」は、ボランティアとの協働で行っております。プログラムについては、定例会や事前の打ち合わせを行って準備をしておりますが、子どもたちにとって楽しい読書体験となるよう、冊数や選書の見直しを図ってまいります。	-	-

《施策の柱3》 地域を読書でつなぐ取組の推進

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
74	「街なか図書館」の更なる充実に向け、設置店舗に区民が「行ってみたい」と思えるような取組みが必要だと思う。	街なか図書館の運営にご協力いただき、ありがとうございます。 地域の人が街なか図書館へ足を運んでいただくきっかけになるよう、引き続き、街なか図書館の魅力を高めるための取組を、事業者や利用者の意見を伺いながら進めてまいります。	○	83
75	街なか図書館で図書を店のお客様に薦める事が出来るのは、有意義な事だと思う。しかし、それからもう一歩進んだことをしたい。	また、運営にあたってのご要望やご意見を伺いながら、より多くの人に読書を楽しんでいただける取組を検討してまいります。 引き続きご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。		
76	ボランティア中心で実施している協働事業について、民間事業者も参画し、店舗同士のつながりを生む施策を提案する。民間事業所に設置している「あらかわ街なか図書館」を活用し、店主が作成するPOPの導入及び作成支援、並びに店主による読書トークイベントを実施し、「本が身近にあるまちづくり」を質的に充実させ、店舗同士の読書を通じた横のつながりによって地域コミュニティを強化してほしい。	読書のまちづくりを進めていくために個人の読書推進だけでなく、地域を読書でつなぐ施策として、引き続き「あらかわ街なか図書館」の事業者と意見交換を行いながら、地域や施設の特徴を生かした本を設置するなど、暮らしの中に本がある取組を推進してまいります。 区立図書館のリサイクル図書を設置するだけでなく、読書啓発等に事業者も主体的に協力いただくことにより、地域が一体となった読書のまちを目指してまいります。	○	83 ～ 85

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
77	本を読まない人に対する取組として、従来の大型書店にはない「親しみやすさ」と「文化的な刺激」を併せ持つ「独立系書店」が有効な窓口になり得ると考える。こうした書店と協働した事業を実施してはどうか。	これまで区立図書館では、読書活動推進月間における著名な方による講演会や絵本の原画展等、普段本を読まない方も、読書への興味が湧くような事業を実施しております。また、本プランでは、読みたい本を明確にする手助けや予期せぬ本との出会いの支援を行うことで、知的好奇心を満たして自己成長を促してまいります。誰もが読書に親しみ、学ぶことを目指しています。本プランに基づき、引き続き、各種事業を実施していくとともに、地元書店や、独自の理念に基づいて運営し個性的な本を取り扱う独立系書店と区立図書館がともに事業を行い、図書館職員とは異なる視点や知識で区民等のニーズを捉え、読書活動を支援できるよう検討してまいります。	○	84
78	「地域全体での読書活動推進」に強く賛同する。具体策として、①読書クーポンの導入、②子ども図書館アンバサダー、③図書館の部室化（要件緩和）、④街なか図書館スタンプラリー、⑤全世代型ビブリオトーク推進と動画連動を提案する。	様々な事業のご提案を頂きありがとうございます。区ではこれまでも、子どもたちに司書として区立図書館に関わってもらったり、中学生以上の10代（ティーンズスタッフ）と一緒にビブリオバトルを実施するなどの取組を行ってまいりました。また、区立図書館でのスタンプラリーなども開催しております。本プランでは、ご提案の内容を踏まえ、これまでの取組の経験を生かしながら、多くの人の興味を引き、楽しんでもらえる事業の実施に努めてまいります。	○	84
79	地域全体での読書活動について、行政機関や事業所主体ではなく、広く住民の意見を取り入れてほしい。具体的な計画が行政担当者や事業者に先導されるのではなく、住民主導となる活動の仕組みを検討してほしい。	本プランの策定に当たっては、区政世論調査やパブリック・コメントを実施するなど、区民の皆様からのご意見の反映に努めてまいりました。また、読書活動の実施に当たっては、地域を構成する人たちが気軽に意見を交わし、図書館に提案することができようようなワークショップを開催するなど、新たな発想や意見を集める仕組みづくりに努め、地域とともに読書を推進する図書館運営を目指します。	○	85
80	読書活動を推進していくためには、広い知識をもち、コミュニケーションを通して読書につなげていく図書館職員の役割が大きいと思う。	本プランに基づき、図書館職員の専門性を向上し、豊かな心を育む読書のまちづくりを推し進める際に力を発揮できるような人材となり、地域が一体となって読書活動を推進していくための存在になるよう、育成に努めてまいります。	○	90 ～ 91
81	読書活動推進のための様々な取組を行っていく際には、図書館職員の育成が大切だと思う。			
82	区立図書館の蔵書や利便性、街ぐるみの活動が素晴らしいと感じている。図書館で活動するボランティアは高齢化により辞めていく人が多くなっているため、人材確保に向け、短い時間でも参加・協力できるような仕組みを構築できるとよい。	これまで区立図書館では、区民等が区立図書館との協働事業に積極的に参加することで、読書活動を推進するボランティアの育成や、連携等に取り組んでまいりました。各種養成講座の実施等、より多くの人が積極的に参加できるよう、取り組んでまいります。	-	-
83	ボランティア養成講座について、実際にボランティアを開始している方々に対し、中級講座を開催して、選書のポイントや組み立て方なども学べる講座があったら良い。	ストーリーテリング（素話）および読み聞かせボランティアの養成講座については、活動をする人を増やすために、入門講座を実施しているほか、5年に一度は、ボランティアとして実際に活動している人を対象に中級講座を実施しています。より一層知識や技能を身に付けていただき、サービスの向上と地域に根差した活動につなげるために、選書やプログラムの組み方等、協働するボランティアの方々の意見を聴取しながら、講座等を実施してまいります。	-	-
84	ボランティア養成講座に参加した際、すでに活動しているボランティアが「楽しいし、参加者に喜んでもらえているようで嬉しい」と言っており、とても魅力的に感じる。ただ、講習会が平日の昼間に限られているのが残念である。	養成講座は、終了後に、区立図書館で活動する人を対象に実施しています。そのため、開催時間を、各ボランティアの活動時間と同じ時間帯に開催しており、現状では平日の日中の実施となっております。今後の協働事業の検討と合わせて、養成講座の開催日時についても検討してまいります。	-	-

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
85	区とボランティアとの協働事業を実施する場合、年間プログラムとして組み込んでほしい。	日程や部屋の調整を図り、より効果的な実施ができるよう努めてまいります。	-	-
86	読書体験の共有の仕組みを考えることは、更なる区民の読書活動の促進に大変有益であると思う。例えば、図書検索システムで他者のレビューが見られるというものはどうか。また、レビューを記載した人には、ポイント付与等インセンティブを与えることで、読書体験の共有が活性化するのはないか。	区民等が読んだ感想や紹介文等を他者の読書体験を見聞きすることを「本を読まない読書」と位置付け、読書機会の提供を行います。また、個人の読書から得た体験をアウトプットし、読書体験を分かち合うことで、より深く理解し記憶に残るイベントを開催します。また、区民等が読書体験を共有し、より多くの人の目に留まるような仕組みづくりについて、検討してまいります。また、システムのデータ利活用については、法的な規制もあるため、対応については慎重に検討してまいります。	-	-
87	とても素晴らしいプランだと思う。その上で、区内には書店が少ないため、区民は本を購入して手に取る機会が少ないことが問題だと考える。書店を誘致するような施策を入れてほしい。	書店誘致のための支援については、国が公表した「書店活性化プラン」（令和7（2025）年6月）に基づき進めており、新規出店支援等の施策等、適宜、情報を提供してまいります。また、区立図書館だけではなく、関連部署や地元書店等との連携を図りながら、区民が本を手に入る機会の提供方法について検討してまいります。	-	-
88	区内に独立系書店を誘致するための支援制度を創設してほしい。			
89	区の施設や区内事業者では、街なか図書館を設置することで、地域と区立図書館の連携を行っている。読書を通じた交流が生まれ、本が子どもたちの身近にある環境づくりを実感することができる。	ご協力をいただきありがとうございます。地域と区立図書館の連携事業の一つである街なか図書館では、地域や施設の特徴を生かした本を設置することで、本に親しんでもらうとともに、本を通じた交流が生まれることを目的としています。引き続き、本が身近にあるまちづくりの取組を推進してまいります。	-	-
90	街なか図書館に参加したことで、絵本などのバリエーションが増え、利用している子ども達にも好評である。当施設での読書が習慣となる第一歩となっている実感があり、今後も本が増え、読書の輪が広がっていくことを願っている。	街なか図書館の運営にご協力いただき、ありがとうございます。本のバリエーションについては、ご希望をおいししながら充実し努めてまいります。地域の中に読書の輪を広げていけるよう取り組んでまいりますので、引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願いたします。	-	-
91	本との接点を増やすため「本を読みながら〇〇ができる」、「〇〇しながら本が読める」ような事業を検討してほしい。例えば、銭湯を資源として活用し、足湯につかりながら本が読める等の取り組みはどうか。	区はこれまで、本を読みながらお茶が飲める、手続きのついでに本が読めるなど、本が身近にある環境整備として、街なか図書館の拡充に努めてまいりました。引き続き、生活の多くの場面で本に触れることができるよう、取り組んでまいります。	-	-
92	読書活動を推進するに当たり、パブリック・コメントだけでなく、積極的に地域住民の意見を吸い上げるような組織を作してほしい。	地域における読書活動を進めていくためには、図書館だけでなく、ボランティアや事業者等、様々な団体の協力が不可欠です。区民をはじめ様々な関係機関の皆様のご意見を伺いながら、本プランを実行してまいります。	-	-

《その他》

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
93	公共図書館内に、カフェや、飲食可能なスペースがあると長く滞在できるため、大変助かっている。	可能な限り飲食可能なスペースを設け、滞在型の図書館としての機能を充実させてまいります。	-	-
94	借りた書籍に、柔軟剤や芳香剤のニオイが残っていることが増えているように感じる。本の汚損だけでなく、ニオイに関するルールを周知して欲しい。	図書館利用カード作成時には、貸出返却等の基本的な事項に加えて、においに関する案内をすることや、返却時に特に強いにおいがついてしまっている時には注意を促すなど、次に読む人に影響が出ないような利用を促すよう徹底してまいります。	-	-

No.	意見の概要	意見に対する区の考え方	取扱	該当ページ
95	受験の過去問を置いてほしい。	学習参考書や受験問題集等については、長期間個人で使用されることが想定され、内容がすぐに古くなることから、資料収集の対象外となっております。区といたしましては、広く区民の皆様の興味や関心を満たすことのできるような蔵書を整備してまいります。	-	-
96	普段、図書館に足を運ばない、または運べない層を取り込む事業として、利用者が多い場所に「予約本の貸出ロッカー」を設置するのはどうか。	区立図書館では、本の返却の利便性を高めるため、日暮里駅前のほか、町屋駅前および南千住駅前に図書返却ポストを設置しています。ご提案いただきました「予約本の貸出ロッカー」の設置については、設置場所や管理方法に加え、配送等の課題もあるため、今後の検討とさせていただきます。	-	-
97	ゆいの森あらかわの2階会議室を一般にも開放してほしい。 会議室等の使用状況をオンタイムで表示するなど、図書館の一層の活性化につなげてはどうか。	ゆいの森あらかわの2階会議室は、区立図書館やボランティア等の活動のほか、土日祝日においては、館内の混雑状況に合わせて、自習室として開放しております。読書活動の一層の充実を図るために、活用の方法や利便性の向上について検討してまいります。	-	-
98	ゆいの森は中央図書館として大変設備や蔵書が優れていると思うが、場所が遠く、行くのが難しい。	ゆいの森あらかわへのアクセスについては、都電やコミュニティバス等をご利用ください。なお、区では地域ごとに図書館を設置しており、予約本を含む貸出しや返却、インターネットによる検索やレファレンスサービス等を提供しており、他の図書館の蔵書を取り寄せることも可能となっております。また、ボランティア活動にても一部を除き、すべての区立図書館で実施しております。引き続き、全館で各種サービスを提供できるよう、努めてまいります。	-	-
99	尾久図書館の人に、書庫から本を持ってきてくれて、借りなくても大丈夫ですよと言っていたのがとても嬉しかった。	引き続き、気持ちよくご利用いただけるよう接遇の向上を図ってまいります。	-	-

3 各種アンケート調査結果

【調査結果の見方】

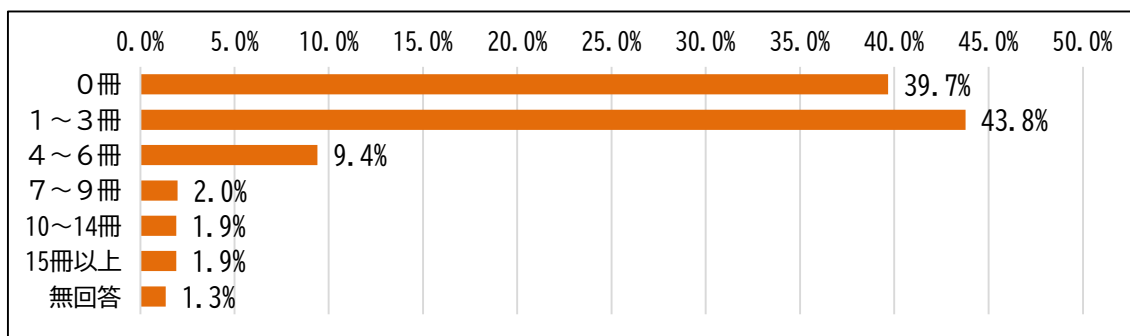
- 集計した数値(%)は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。そのため、1つだけ回答する設問の場合、各選択肢の数値(%)をすべて合計しても100%にならないことがあります。
- 回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えます。
- 各設問の選択肢の文章が長い場合、要約して短く表現している場合があります。
- 意見記述に関しては主旨のみ記載している箇所があります。

(1) 区政世論（令和6（2024）年度）

【調査の概要について】

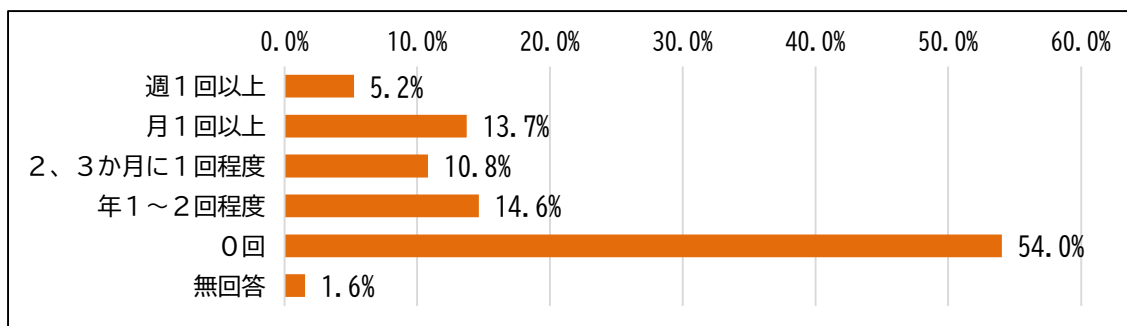
- 調査対象 区内在住の満18歳以上の個人
- 回答件数 1,414件
- 調査期間 令和6（2024）年8月30日（金）～9月30日（月）

【本・雑誌（漫画は含まない）の1か月平均の読書量について】



- 1か月平均「1～3冊」が4割を超えて最多となり、次いで「0冊」が4割弱となっています。4冊以上読む方は、全体の約15%でした。

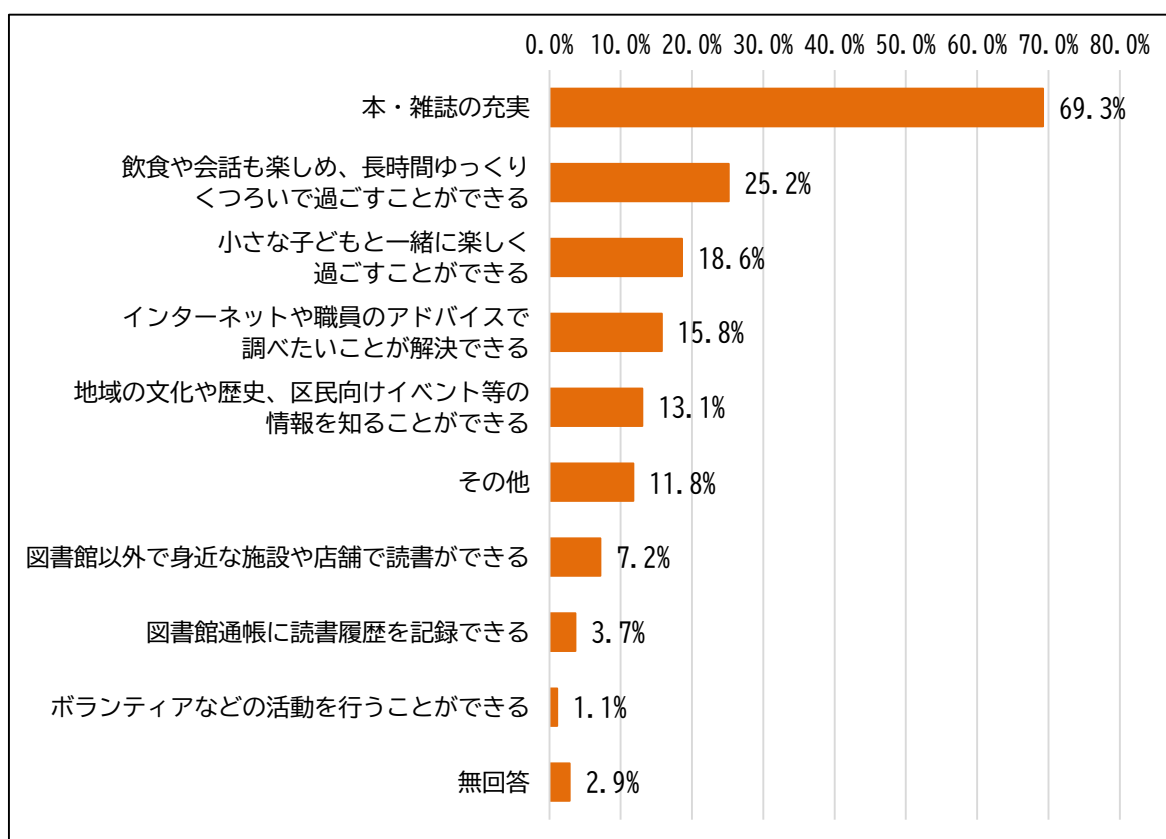
【過去1年以内に区立図書館を利用した頻度について】



- 区立図書館を利用した頻度は、半数以上の方が「0回」で、次いで「年に1～2回程度」「月1回以上」となっています。

【区立図書館に行って良かったことについて（○は3つまで）】

過去1年以内に、区立図書館を年1回以上利用した方の内数（N = 628）



- 区立図書館に行って最も良かったことは約7割で「本・雑誌が充実している」ことでした。次いで「飲食や会話も楽しみ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」「小さな子どもと一緒に楽しく過ごすことができる」が上位に挙がっています。

(2) 区内の未就学児・小学生・中学生の読書量調査（令和7（2025）年度）

【調査の概要について】

○調査対象

- ・ 4歳児クラスまたは年中に在籍する未就学児とその保護者
- ・ 区立小学校1年生、3年生、5年生および区立中学校2年生並びにその保護者

○回答人数 未就学児および児童生徒並びに保護者 各909人

○調査期間 令和7（2025）年6月13日（金）～6月30日（月）

【本や雑誌（漫画は含まない）の1か月平均読書量が0冊の割合について】

	未就学児	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生
全国	—	—	—	※8.5%	※23.4%
東京都	—	7.6%	7.4%	7.4%	11.6%
荒川区	21.1% (19人/90人)	2.9% (5人/170人)	1.7% (3人/174人)	8.5% (11人/130人)	23.2% (80人/345人)

※ 「—」は、調査未実施。

※ 全国の「小学5年生」の数値は、小学4～6年生を対象とした調査結果を記載。

※ 全国の「中学2年生」の数値は、中学1～3年生を対象とした調査結果を記載。

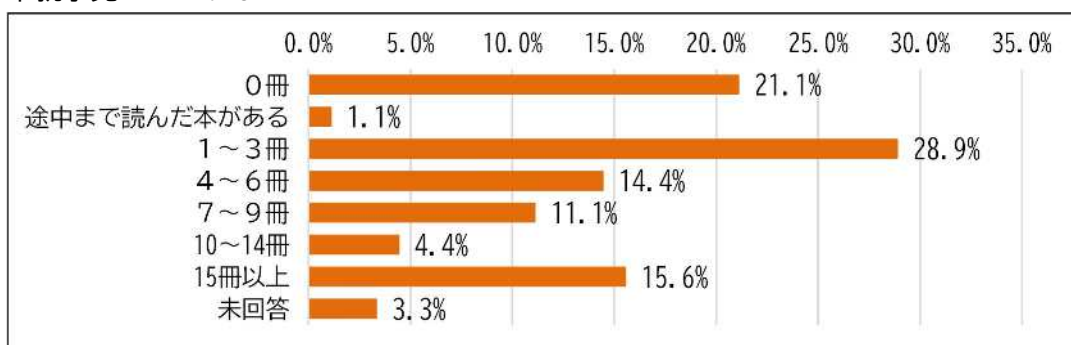
【0冊の理由について】（上位3つを記載）

未就学児 (19人)	1. ひらがなが十分に読めないから (57.9%)
	2. 情報機器の利用に時間が取られるから (42.1%)
	3. 読書に興味がないから・習い事等が忙しくて時間がないから (10.5%)
小学1年生 (5人)	1. 本よりも楽しいことがあるから (40.0%)
	1. 読むべき本が分からないから (40.0%)
	1. 読みたいと思う本がないから (40.0%)
小学3年生 (3人)	1. 本よりも楽しいことがあるから (66.7%)
	2. 勉強や習い事が忙しいから (33.3%)
	2. 本を読むのが嫌いから (33.3%)
小学5年生 (11人)	1. 読みたいと思う本がないから (36.4%)
	2. 勉強や習い事が忙しいから (27.3%)
	2. 本を読むのが嫌いから (27.3%)
中学2年生 (80人)	1. 読書に興味がないから (67.5%)
	2. 情報機器の使用に時間が取られるから (42.5%)
	3. 読みたいと思う本がないから (41.3%)

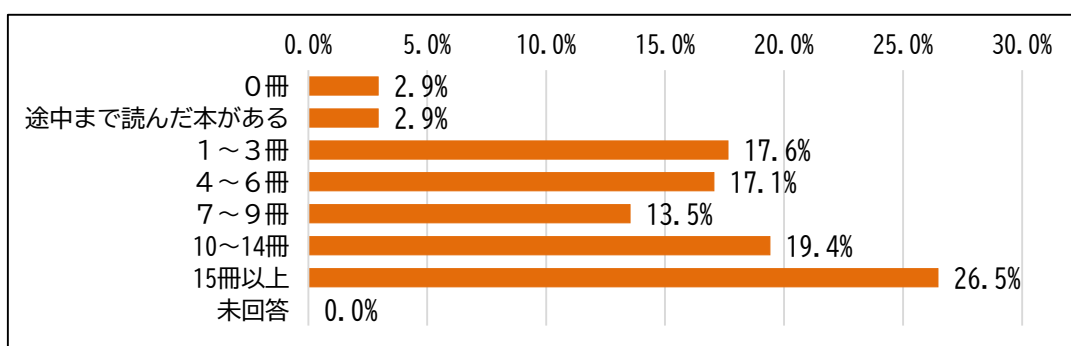
- 未就学児は「ひらがなが十分に読めないから」、小学1年生は「本よりも楽しいことがあるから」「読むべき本が分からないから」「読みたいと思う本がないから」、小学3年生は「本よりも楽しいことがあるから」、小学5年生は「読みたいと思う本がないから」、中学2年生は「読書に興味がないから」が最多でした。

【各世代の1か月間の平均読書量の内訳】

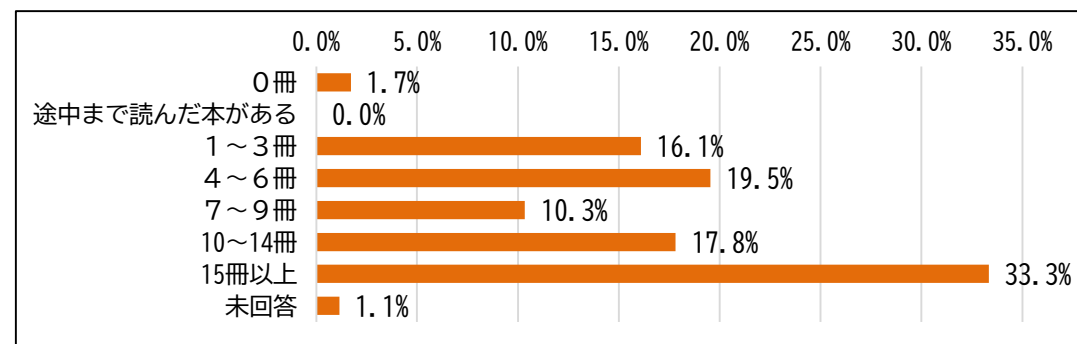
<未就学児> N = 90



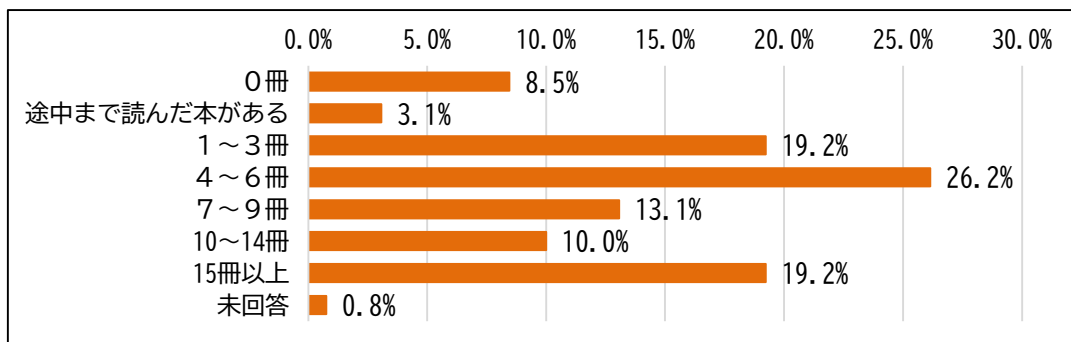
<小学1年生> N = 170



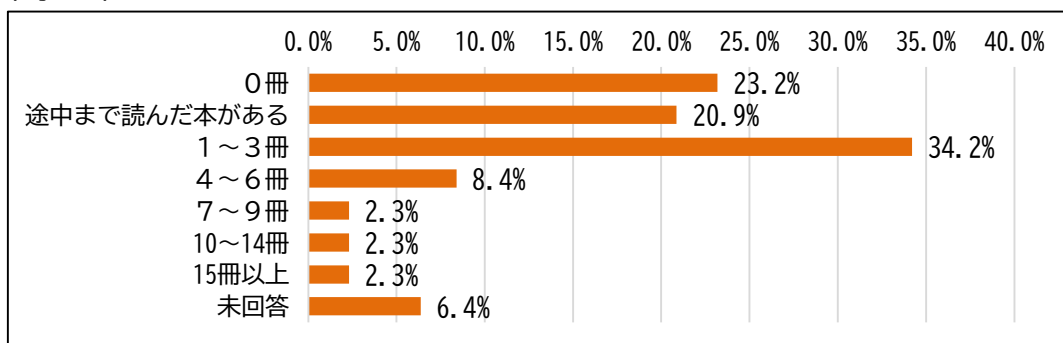
<小学3年生> N = 174



<小学5年生> N = 130



<中学2年生> N = 345



【区立図書館の利用頻度について】

	未就学児 N=90	小学1年生 N=170	小学3年生 N=174	小学5年生 N=130	中学2年生 N=345
週1回以上	8.9%	18.2%	24.7%	7.7%	7.5%
月1回以上	41.1%	40.0%	32.2%	25.4%	15.1%
数か月に 1回程度	24.4%	22.9%	21.8%	27.7%	23.8%
年1、2回	14.4%	10.0%	8.6%	26.2%	34.8%
0回	8.9%	8.8%	11.5%	12.3%	12.5%
未回答	2.2%	0%	1.1%	0.8%	6.4%

- 未就学児から小学3年生は「月1回以上」、小学5年生は「数か月に1回程度」、中学2年生は「年1、2回」利用している方が最多でした。

【図書館に行く理由について（複数回答）】

（小学生以上を対象に調査を実施。利用頻度「0回」と「未回答」を除く。
上位3つを記載）

小学1年生 (155人)	1. 本の貸出しや返却のため (87.1%)
	2. 読書や勉強のため (31.6%)
	3. イベントに参加するため (10.3%)
小学3年生 (152人)	1. 本の貸出しや返却のため (84.2%)
	2. 読書や勉強のため (36.8%)
	3. イベントに参加するため (10.5%)
小学5年生 (113人)	1. 本の貸出しや返却のため (77.0%)
	2. 読書や勉強のため (50.4%)
	3. 調べ物をするため (35.4%)
中学2年生 (280人)	1. 勉強をするため (65.4%)
	2. 本の貸出しや返却のため (53.9%)
	3. 読書や調べ物をするため (49.6%)

- 小学1年生から小学5年生までは「本の貸出しや返却のため」が最多でした。
中学2年生は「勉強をするため」が最多でした。

【現在と1年前を比較した読書量について】

（小学5年生以上を対象に調査を実施。未回答を除く。）

	小学5年生 (N=129)	中学2年生 (N=323)
増えている	31.0%	15.2%
減っている	21.7%	34.1%
変わらない	47.3%	50.8%

- 小学5年生と中学2年生ともに「変わらない」が最多でした。
一方で、小学5年生は「増えている」が、中学2年生は「減っている」が次点となりました。

【現在と1年前を比較した読書量の減っている理由について（複数回答）】（上位3つを記載）

小学5年生 (28人)	1. 勉強や習い事が忙しくて読む時間がないから (53.6%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (42.9%)
	3. 読みたいと思う本がないから (25.0%)
中学2年生 (110人)	1. 勉強や習い事が忙しくて読む時間がないから (60.0%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (42.7%)
	3. 読みたいと思う本がないから (33.6%)

- 小学5年生と中学2年生ともに「勉強や習い事が忙しくて読む時間がないから」が最多でした。

【各対象の保護者の直近1か月間の不読率（読書量0冊）について】

未就学児の 保護者	小学1年生の 保護者	小学3年生の 保護者	小学5年生の 保護者	中学2年生の 保護者
34.4% (31人/90人)	21.2% (36人/170人)	25.3% (44人/174人)	23.1% (30人/130人)	23.2% (80人/345人)

- アンケート調査時の直近1か月間の不読率は、未就学児の保護者が最多で「34.4%」でした。

【各対象の保護者の0冊の理由について】（上位3つを記載）

未就学児 の保護者 (31人)	1. 育児が忙しいから (90.3%)
	2. 仕事が忙しいから (61.3%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (38.7%)
小学1年生 の保護者 (36人)	1. 仕事が忙しいから (77.8%)
	2. 家事や育児、学業等が忙しいから (72.2%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (36.1%)
小学3年生 の保護者 (44人)	1. 仕事が忙しいから (81.8%)
	2. 学業や習い事等が忙しいから (52.3%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (36.4%)
小学5年生 の保護者 (30人)	1. 学業や習い事等が忙しいから (63.3%)
	2. 読みたいと思う本がないから (26.7%)
	3. 読書に興味がないから・情報機器の使用に時間がとられるから (23.3%)
中学2年生 の保護者 (80人)	1. 仕事が忙しいから (60.0%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (48.8%)
	3. 学業や習い事等が忙しいから (22.5%)

- 未就学児の保護者は「育児が忙しいから」、小学1年生、3年生および中学2年生の保護者は「仕事が忙しいから」、小学5年生の保護者は「学業や習い事等が忙しいから」が最多でした。

【各対象の保護者の区立図書館の利用頻度について】

	未就学児 N=90	小学1年生 N=170	小学3年生 N=174	小学5年生 N=130	中学2年生 N=345
週1回以上	13.3%	10.6%	12.1%	10.8%	3.5%
月1回以上	36.7%	41.8%	35.1%	23.8%	12.2%
数か月に 1回程度	18.9%	20.6%	21.3%	27.7%	15.1%
年1、2回	17.8%	15.9%	14.4%	22.3%	23.5%
0回	11.1%	11.2%	17.2%	14.6%	16.8%
未回答	2.2%	0%	0%	0.8%	29.0%

- 子どもへのアンケート結果と同様に、未就学児から小学3年生の保護者は「月1回以上」、小学5年生の保護者は「数か月に1回程度」、中学2年生の保護者は「年1、2回」利用している方が最多でした（未回答を除く）。

【各対象の保護者の現在と1年前を比較した読書量について】（未回答を除く。）

	未就学児の 保護者	小学1年生 の保護者	小学3年生 の保護者	小学5年生 の保護者	中学2年生 の保護者
増えている	18.9%	20.8%	20.7%	9.2%	12.6%
減っている	20.0%	20.8%	24.7%	18.5%	25.5%
変わらない	61.1%	58.3%	54.6%	72.3%	61.9%

- すべての対象で「変わらない」が最多でした。

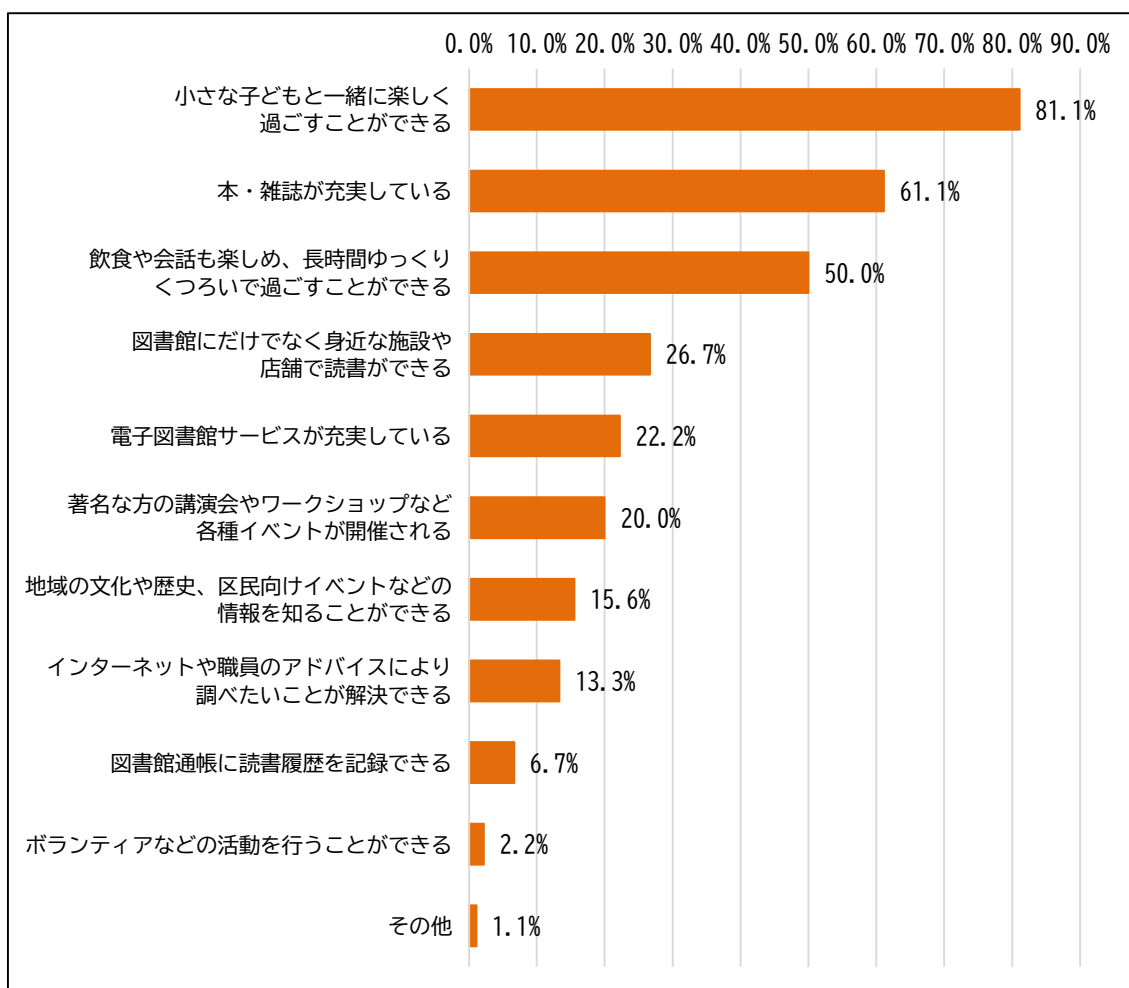
【各対象の保護者の現在と1年前を比較した読書量の減っている理由について（複数回答）】（上位3つを記載）

未就学児 の保護者 (18人)	1. 育児が忙しいから (77.8%)
	2. 仕事が忙しいから (44.4%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (38.9%)
小学1年生 の保護者 (35人)	1. 家事や育児、学業等が忙しいから (88.6%)
	2. 仕事が忙しいから (68.6%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (34.3%)
小学3年生 の保護者 (43人)	1. 仕事が忙しいから (72.1%)
	2. 学業や習い事等が忙しいから (65.1%)
	3. 情報機器の使用に時間がとられるから (41.9%)
小学5年生 の保護者 (24人)	1. 学業や習い事等が忙しくて読む時間がないから (79.2%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (33.3%)
	3. その他 (4.2%) (デジタルツールのほうが便利だから)
中学2年生 の保護者 (63人)	1. 仕事が忙しいから (52.4%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (42.9%)
	3. 学業や習い事等が忙しくて読む時間がないから (36.5%)

- 未就学児の保護者は「育児が忙しいから」、小学1年生の保護者は「家事や育児、学業等が忙しいから」、小学3年生と中学2年生の保護者は「仕事が忙しいから」、小学5年生の保護者は「学業や習い事等が忙しくて読む時間がないから」が最多でした。また、すべての対象で「情報機器の使用に時間がとられるから」が上位3つ以内に入りました。

【各対象の保護者が図書館に求めることについて（複数回答）】

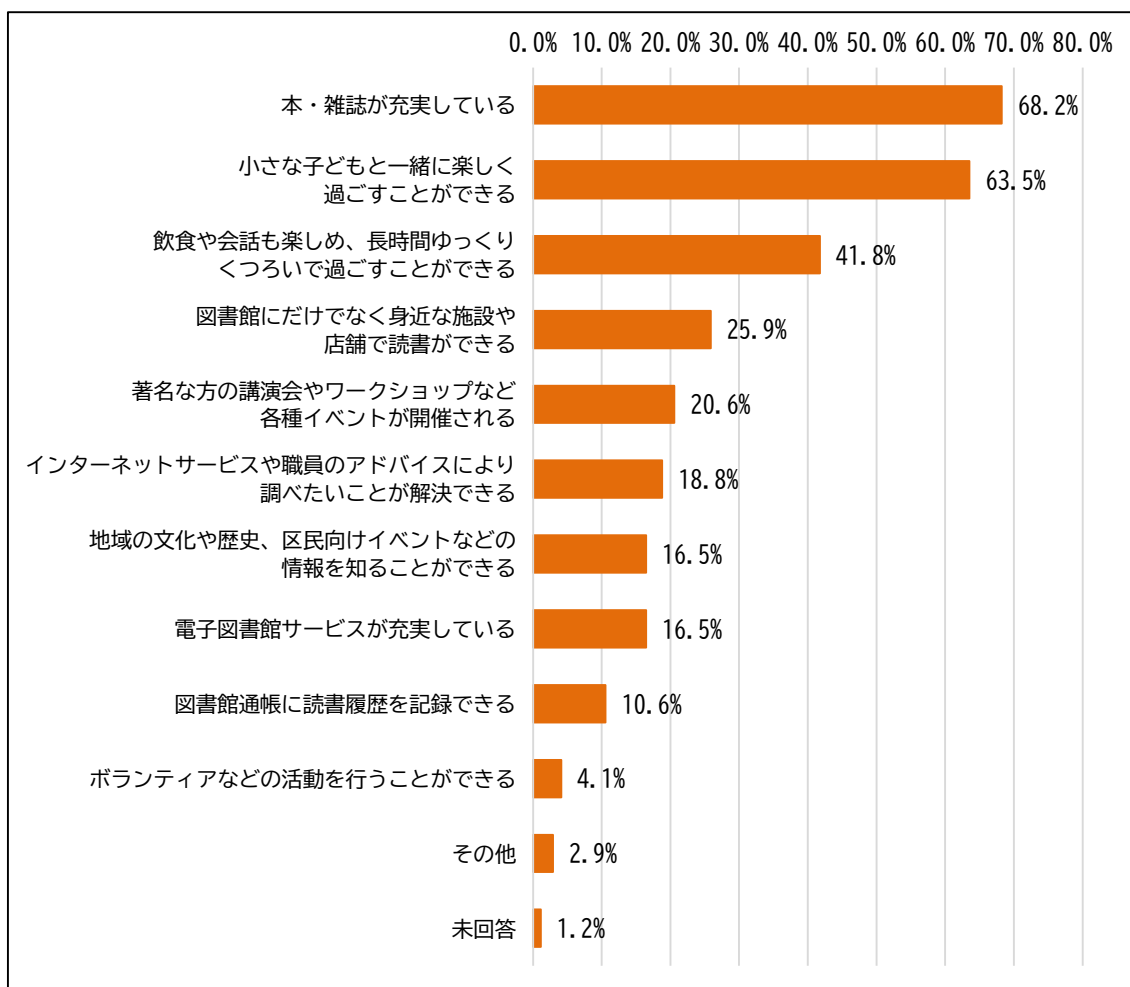
＜未就学児の保護者＞ N = 90



その他：駅など本を返しやすい場所の設置

- 「小さな子どもと一緒に楽しく過ごすことができる」が約8割で最多でした。次いで「本・雑誌が充実している」が約6割「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約5割でした。

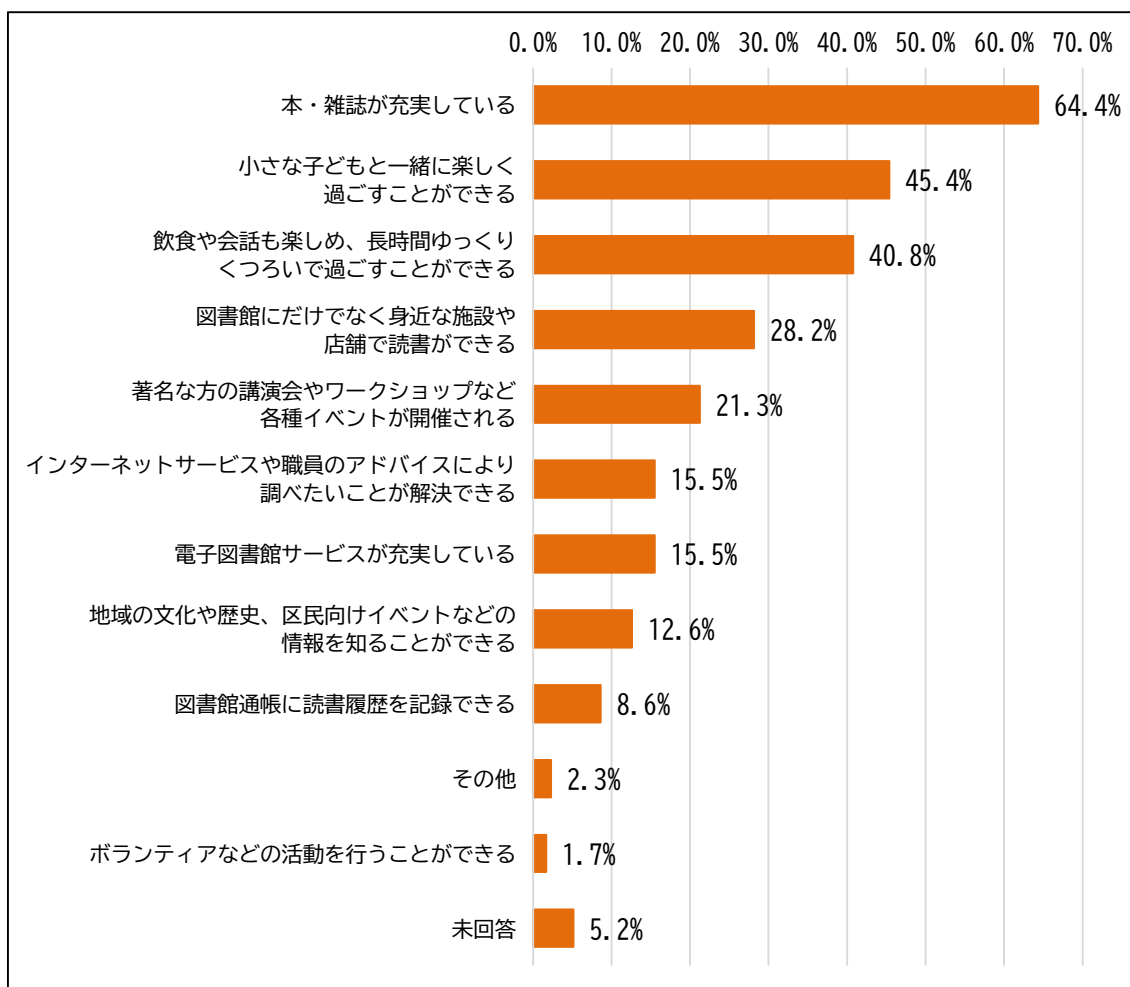
<小学1年生の保護者> N = 170



その他：勉強ができる環境／読書だけでなく避暑地としての利用ができること／楽しさ

- 「本・雑誌が充実している」が約7割で最多でした。次いで「小さな子どもと一緒に楽しく過ごすことができる」が約6割「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約4割でした。

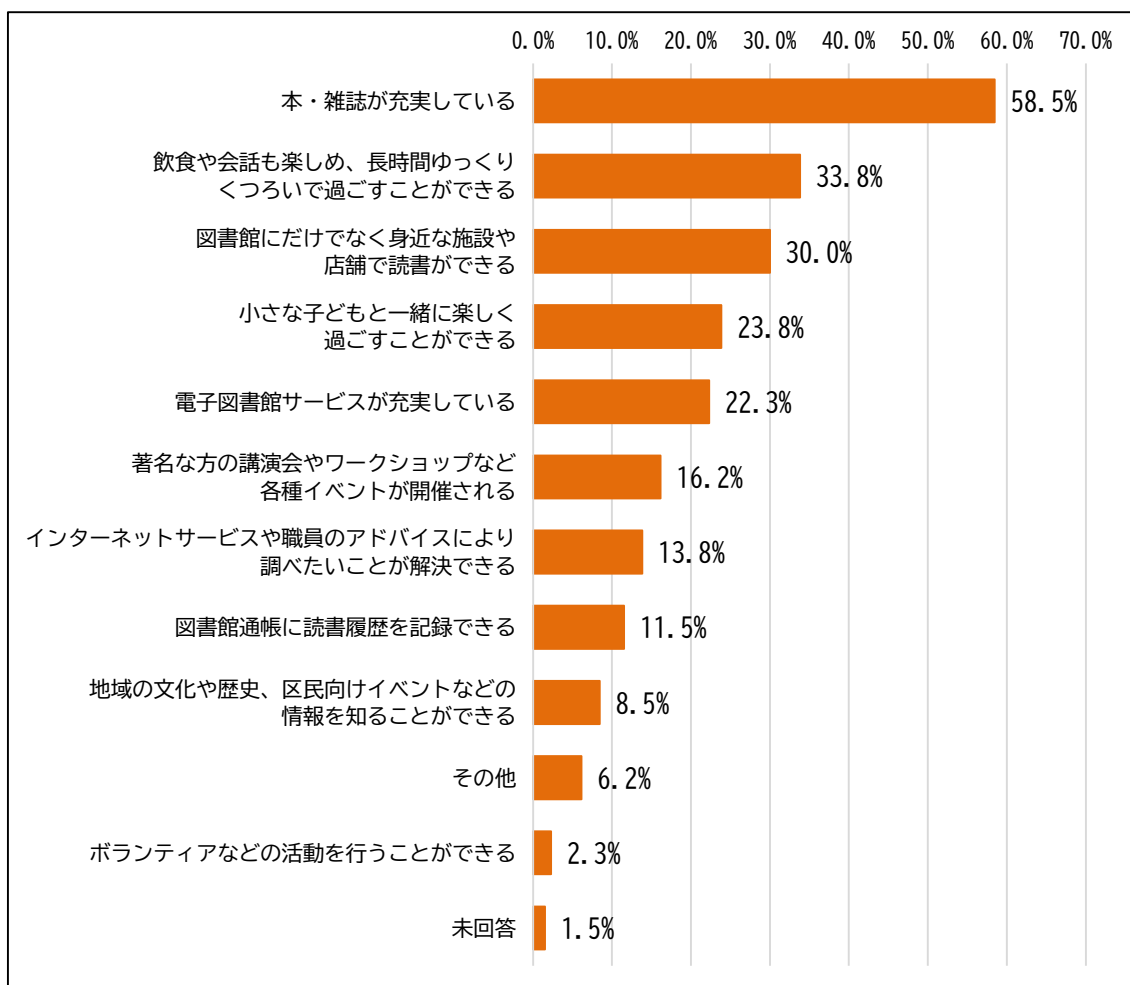
＜小学3年生の保護者＞ N = 174



その他：蔵書の場所の分かりやすさ／読み聞かせの充実／近所に図書館があること／テレワークや学習スペースの充実／企画展

- 「本・雑誌が充実している」が6割を超えて最多でした。次いで「小さな子どもと一緒に楽しく過ごすことができる」が約5割「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約4割でした。

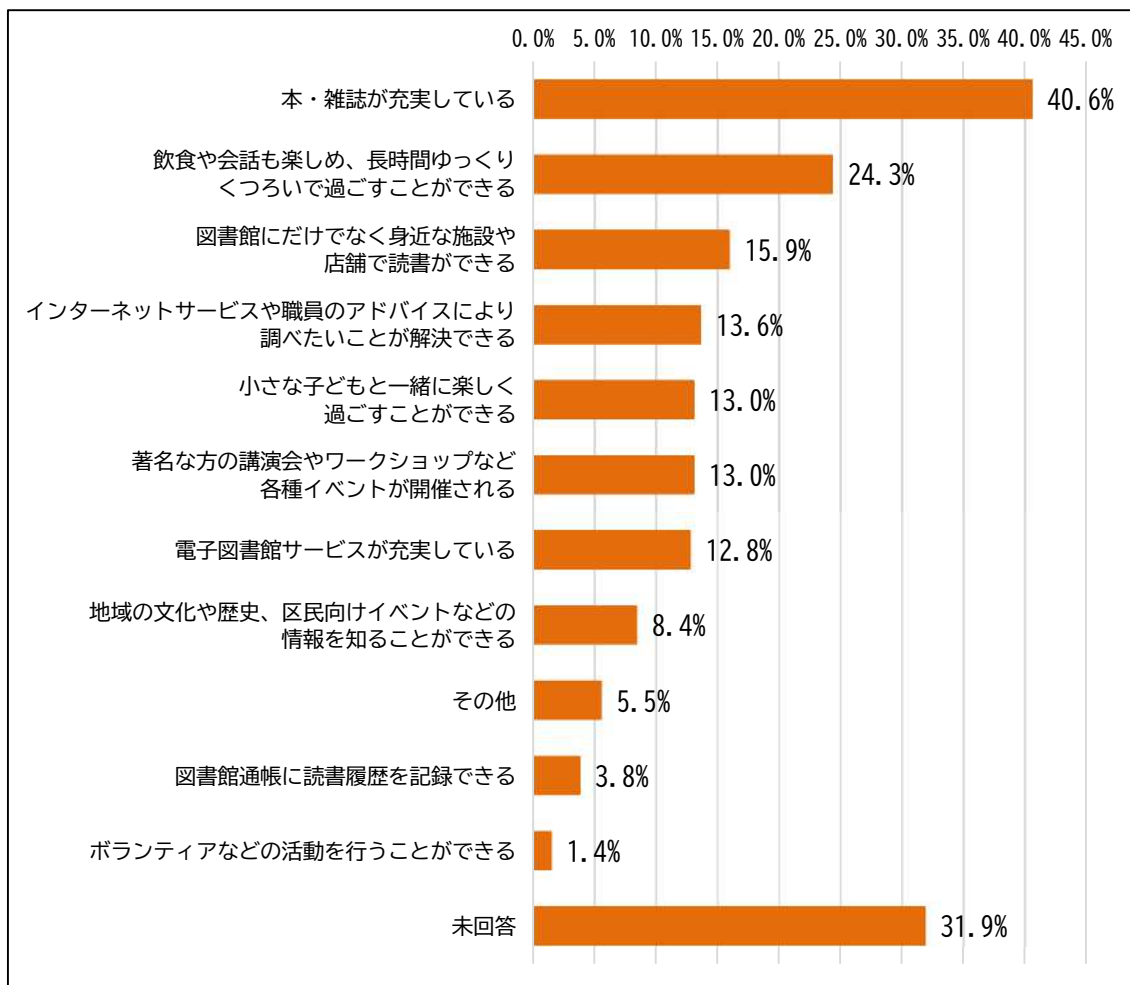
<小学5年生の保護者> N = 130



その他：快適な読書や学習環境／漫画のリクエスト制度導入／区内の施設における読み聞かせ会の実施／おすすめする絵本を予約画面に掲載すること／外国語書籍や絵本の充実

- 「本・雑誌が充実している」が約6割で最多でした。次いで「飲食や会話も楽しみ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」「図書館にだけでなく身近な施設や店舗で読書ができる」が約3割でした。

<中学2年生の保護者> N = 345



その他：勉強やコミュニケーション、飲食が可能な場所の拡充／テレワークできる環境／資料の収集と充実／清潔さ／新刊の多さ／企画展示

- 「本・雑誌が充実している」が約40%で最多でした。次いで「飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約25%「図書館にだけでなく身近な施設や店舗で読書ができる」が約15%でした。

【各対象学年の保護者への質問：読書の新たな楽しみを見つけるために、おすすめ本を紹介し合うような、自分の読んだ本の感想を共有する取組は大切だと思うか】
(未回答を除く。)

	未就学児	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生
大切だと思う	76.1%	74.1%	66.1%	71.9%	62.3%
どちらでもない	22.7%	22.4%	28.1%	27.3%	34.0%
大切だと思わない	1.1%	3.5%	5.8%	0.8%	3.7%

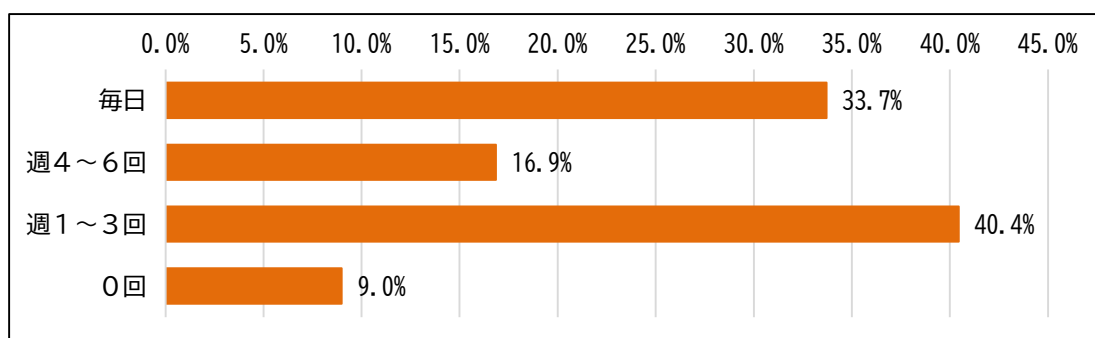
○ 全対象学年（保護者）で「大切だと思う」の回答が6割を超え、最多でした。

【各対象の保護者の「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」の認知度】

	未就学児	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生
内容まで知っている	7.8%	11.2%	14.9%	8.5%	6.7%
聞いたことがある	41.1%	44.7%	33.9%	47.7%	20.3%
聞いたことがない	50.0%	43.5%	51.1%	43.8%	43.8%
未回答	1.1%	0.6%	0%	0%	29.3%

○ 読書のまち条例を聞いたことがない保護者の割合は、4割を超えています。また、内容まで知っている方の割合は、小学1年生と3年生の保護者が1割を超える一方で、未就学児、小学5年生および中学2年生の保護者は1割を切っていました。

【未就学児の保護者への質問：1週間のうちに子どもに読み聞かせをする頻度について】



○ 約4割の保護者が週に1～3回読み聞かせをしており最多でした。次いで毎日読み聞かせしている保護者が約3割です。

【各対象学年の保護者への質問：子どもが未就学児の時に、絵本等の読み聞かせをしていたか】（未回答を除く。）

	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生
よくしていた	67.9%	64.9%	60.8%	62.2%
していた	25.0%	27.0%	36.2%	30.5%
あまりしていなかった	6.0%	6.9%	3.1%	5.7%
しなかった	1.2%	1.1%	0%	1.6%

○ すべての対象で「よくしていた」が6割を超えて最多でした。

【(3) 区内の高校生の読書量調査（令和7（2025）年度）】

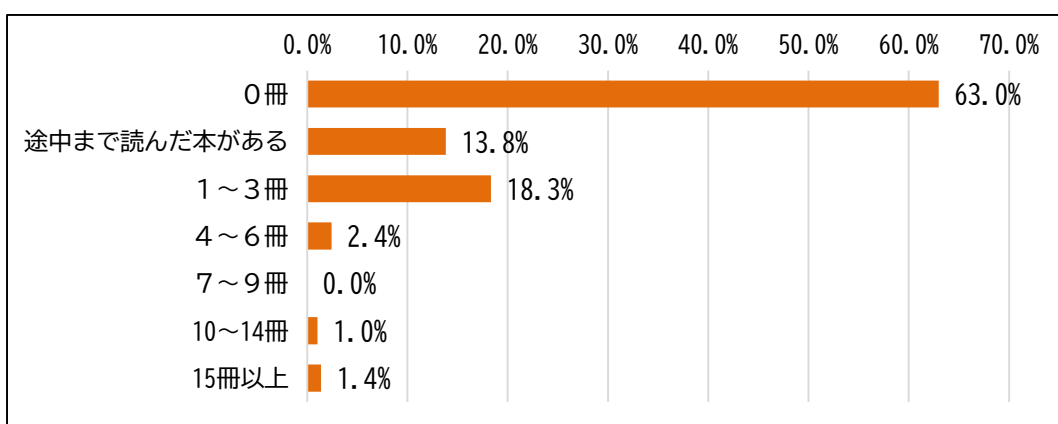
【調査の概要について】

○調査対象 区内の都立高校2年生

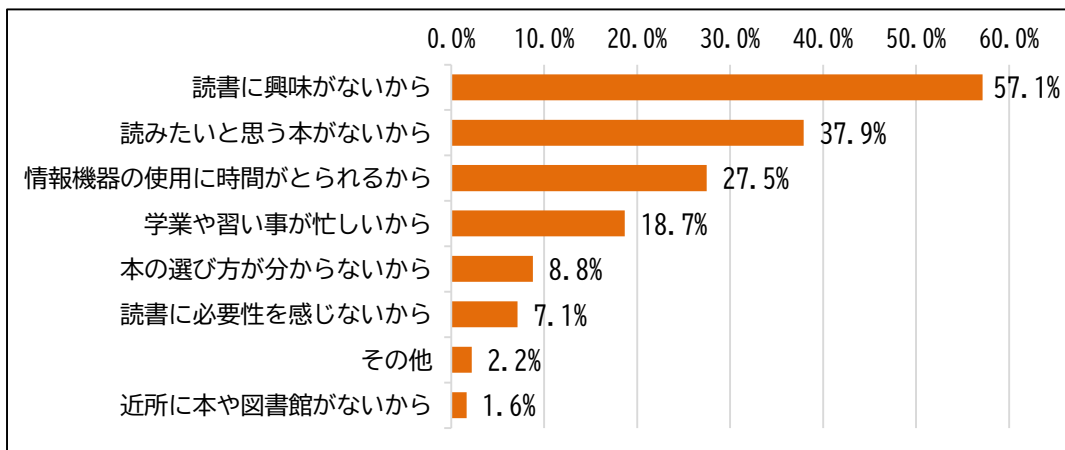
○回答人数 289人

○調査期間 令和7（2025）年6月13日（金）～6月30日（月）

【本・雑誌（漫画は含まない）の1か月の平均読書冊数について】



【「0冊」と回答した理由（複数回答）（N=182）】



その他：買いに行くのがめんどくさいから／時間が無いから／先天的な飛蚊症をもっているから／クラスとかで流行っているアニメやゲームが楽しくて時間が無いから

【区立図書館の利用頻度】

週1回以上	月1回以上	数か月 1回程度	年1、2回	0回	未回答
1. 7%	9. 0%	9. 3%	21. 1%	58. 8%	0%

○ 約6割の高校生が「0回」と回答し、最多でした。

【現在と1年前を比較した読書量について】（未回答を除く。）

増えている	11. 1%
減っている	39. 6%
変わらない	49. 3%

○ 1年前と比較して読書量が「変わらない」が約5割で最多でした。次いで「減っている」が約4割でした。

【現在と1年前を比較した読書量の減っている理由について（複数回答）】（上位3つを記載）

高校2年生 (114人)	1. 学業や習い事が忙しいから (40. 4%)
	2. 情報機器の使用に時間がとられるから (37. 7%)
	3. 読みたいと思う本がないから (33. 3%)

【読書の新たな楽しみを見つけるために、おすすめ本を紹介し合うような、自分の読んだ本の感想を共有する取組は大切だと思うか】

大切だと思う	46. 4%
どちらでもない	39. 4%
大切だと思わない	12. 8%
未回答	1. 4%

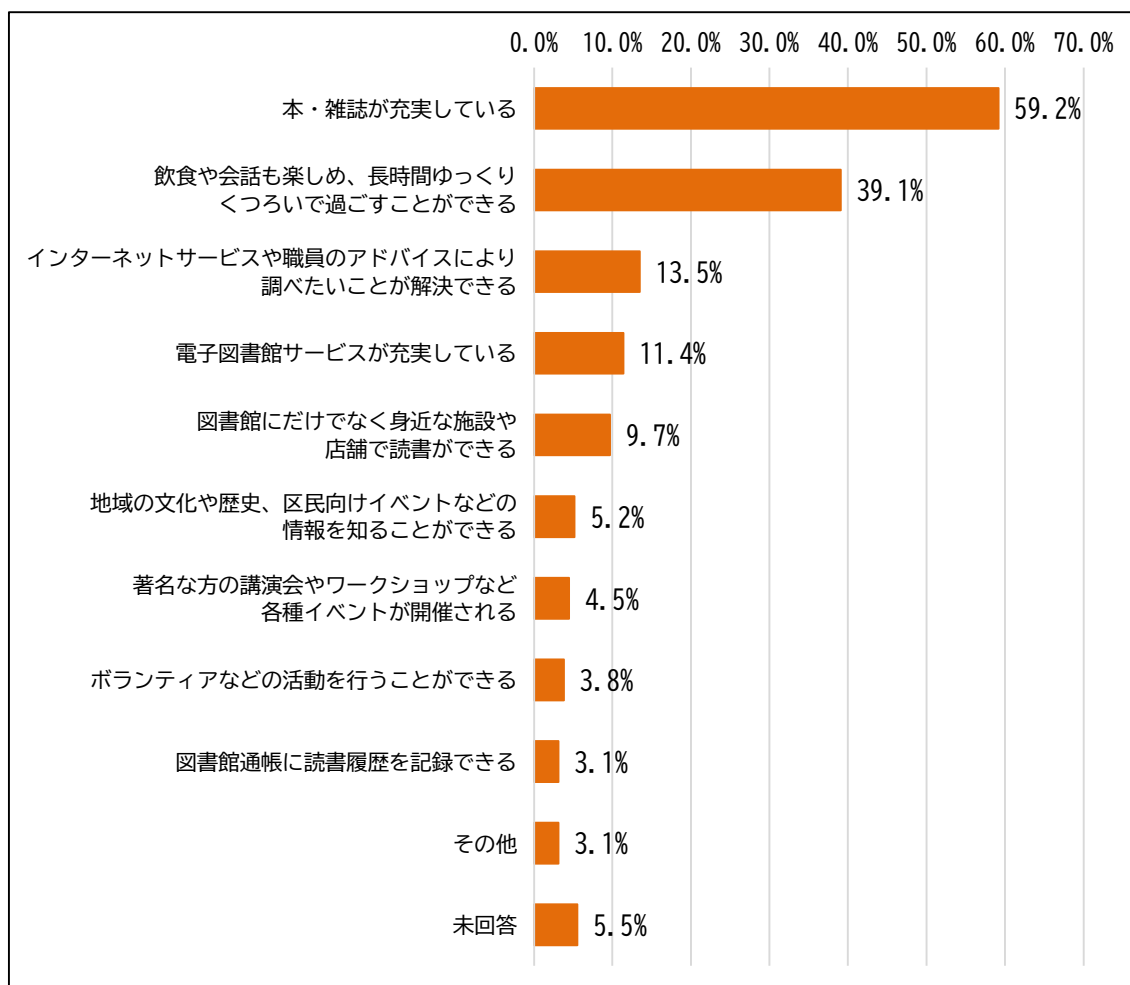
○ 約5割の高校生が「大切だと思う」と回答し、最多でした。

【荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例の認知度】

内容まで知っている	5. 9%
聞いたことがある	10. 4%
聞いたことがない	83. 0%
未回答	0. 7%

○ 聞いたことがない生徒は、8割を超えています。

【図書館に求めることについて（複数回答）】 N = 289



その他：絵を描くことができる静かな環境／Wi-Fiの整備／綺麗な内装／勉強ができる環境

- 「本・雑誌が充実している」が約6割で最多でした。次いで「飲食や会話も楽しみ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約4割「インターネットサービスや職員のアドバイスにより調べたいことが解決できる」が1割強でした。

（４） 区内の特別支援学級等読書アンケート調査（令和7（2025）年度）**【調査の概要について】**

○調査対象 区内の特別支援学級、特別支援教室および通級指導学級

○回答校数 15校

○調査期間 令和7（2025）年7月15日（火）～7月25日（金）

【読み聞かせの実施の有無および実施頻度について】

行っている	10校
行っていない	5校

週1回	2校
週2～3回	2校
週4～5回	1校
必要に応じて	5校

- 読み聞かせを行っている10校のうち、5校が週1回以上の頻度で読み聞かせを実施しています。

【電子書籍等の文字を音声化する本の使用有無について】

使用したことがある	1校
使用したことがない	14校

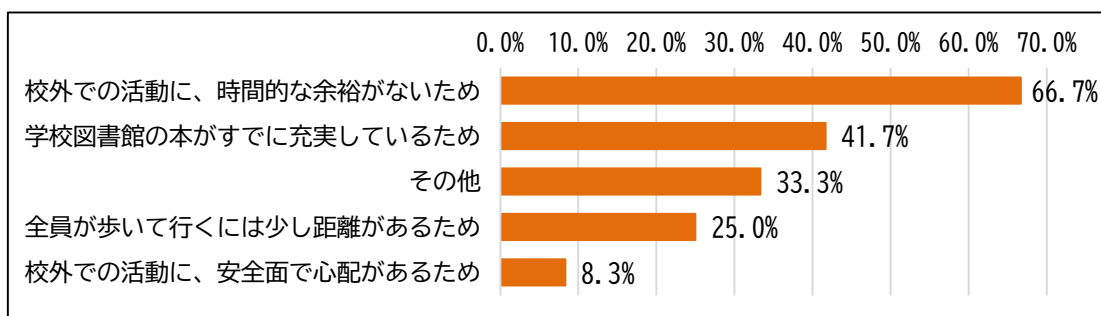
- 文字を音声化する本を使用したことがある学校は15校中1校となっています。
学校図書館支援室では、学校にマルチメディアデージー図書の紹介を行っています。

【区立図書館に子どもたちを連れて行くことがあるか】

ある	3校
ない ※	12校

- 区立図書館に子どもたちを連れて行かない学校はいずれも12校で、連れて行く学校を大きく上回っています。

【※ 連れて行かない理由について（複数回答）】



その他：指導内容、指導体制が異なるため／巡回指導のため／週に2時間の取り出し指導で教科指導はしないため／通級学級のため校外には行かないため

- 半数以上の学校が、時間的な制約があることを理由に図書館に来館できていない状況でした。次いで「すでに学校図書館の本が充実しているため」「全員が歩いて行くには少し距離があるため」という理由となっています。

【区立図書館に連れて行きやすくなる条件があるか】

ある ※	3校
ない	12校

- 区立図書館に子どもたちを連れて行きやすくなる条件がある学校は3校でした。

【※ 区立図書館に連れて行きやすくなる条件について（3校）】

- ・来館中、占用できるスペースや、落ち着いて話を聞くスペースが確保されていること
- ・多少の音を立ててしまっても問題ない環境
- ・区立図書館職員による、本の紹介や読み聞かせを実施してもらうこと

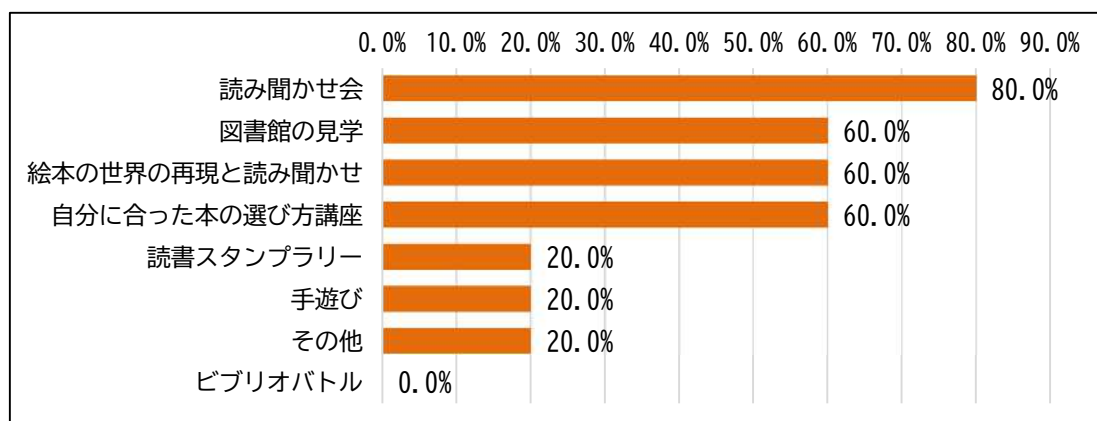
- 落ち着いて話を聞くスペースがあることや、多少の騒音が許容される環境であれば子どもたちを連れていきやすくなると回答しています。

【区立図書館で実施してほしいイベントがあるか】

ある ※	5校
ない	10校

- 区立図書館に実施してほしいイベントがある学校は5校でした。

【※ 実施してほしいイベントについて（複数回答）（5校）】



その他：調べ学習のテーマに合った本の紹介

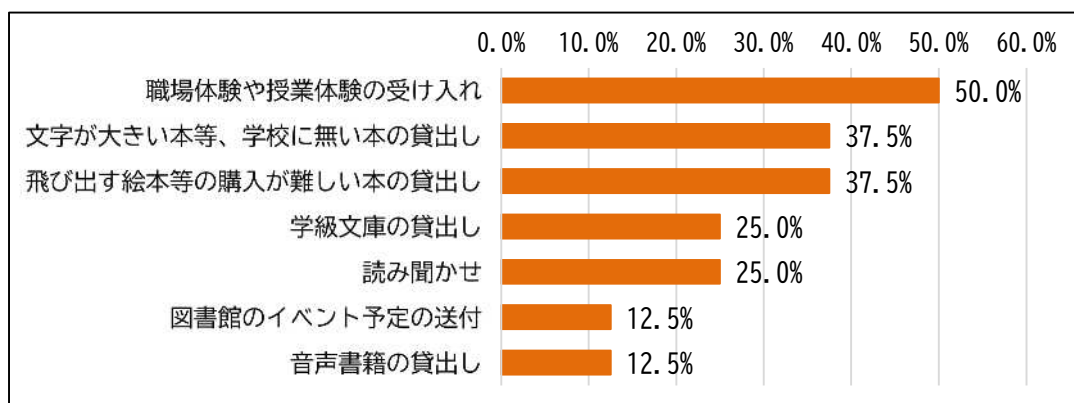
- 読み聞かせ会の実施については5校中4校が希望しています。また、図書館の見学、絵本の世界の再現と読み聞かせ、自分に合った本の選び方講座は5校中3校が希望しています。

【区立図書館から支援してもらいたいことがあるか】

ある ※	8校
ない	7校

- 15校中8校が区立図書館に支援してほしいことがあると回答しています。

【※ 図書館に支援してほしいことについて（複数回答）（8校）】



- 半数が職場体験や授業体験の受け入れに対する支援を希望しています。
- 既に行っている支援について、引き続き実施してほしいという学校が2校あり、学校図書館では購入が困難な資料への要望も複数あります。

ア. 読書・読み聞かせの際に気が付いた点について

- 自由選択で偏った本ばかり読む生徒も、課題設定やテーマ設定をして本を選択させると読者内容が広がり、比較的楽しんで読むことができる。
- 文章を読む際にどこを読んでいるのか分からなくなってしまう生徒が一定数いる。
- 教職員自らがおすすめの本、子供時代に好きだった本の読み聞かせは児童に好評であるため継続したい。
- 教師も共に集中して読むと良い。
- 読書関係の取組が児童にとって負担にならないようにすることも大事。
- 紙芝居のように、文字だけでなく絵や音声が伴っているものが理解しやすい。
- 読み聞かせに集中できない子も多い。
- 読み聞かせを大変好む一方で、好みに偏りがあるので、いろいろな本の紹介（何類かも含め）をしていただけると助かる。
- 読書週間の後は、休み時間などでも本を読んでいる子どもが多くなる。

イ. 児童生徒が興味を示す本について

- 電車、動物、魚などに関するものやシリーズものといった個々の趣味に関する本が多い。夢中になると誰かに紹介したくなり、読書タイムでも教員や友達に「見て見て」と声をかけたくなくなってしまうが、それはそれで承認した上で、みんなで見合うことで、興味の幅が周囲にも広がるように思う。
- 漫画のノベライズ本などには興味を持つ生徒が多い。
- 鉄道、恐竜、爬虫類など自分の興味のある分野であれば、対象年齢が上の本であっても手に取る。その反面、物語の本を手にする割合は少なく感じている。絵本の読み聞かせは集中して聞いているため、物語自体には興味があると思う。
- 高学年になるにつれて、難しい漢字がある本も読み始めるため、ルビがあると読書の幅が格段に広がる。
- 絵本、図鑑、乗り物、生き物など画像が多くあるものに興味を示すことが多い。
- 興味関心の幅が狭く、特定の分野（恐竜、昆虫、宇宙等）に偏ってしまう子がいる。
- 数字、電車などの乗り物、地図や国旗、料理、生き物など。
- 大きくてハッキリした絵柄のものを好む。L Lブックだと知識などを得るのに分かりやすい表現になっていてありがたい。
- 障害の内容や程度によって異なる。絵本や図鑑を見ている子どもや、料理本・小説・随筆・進路雑誌などを読んでいる子どももいる。

ウ. LLブック等の活用について

- 学校図書館にはLLブック、字のない絵本、マルチメディアデージーなどのバリアフリー図書を設置している。今年度購入してLLブックは手に取る児童が多かった。
- LLブックを学級文庫のような形で各校各学級に配置があったりすると利活用が進むと思う。
- ぜひ利用したい。現状はまだ手元に用意できていないので貸してほしい。
- 知的障害はなくともLLブックなら理解できるという子どもにとっては図書になじむ機会になるのではないかと思う。

（５） 区内在住で特別支援学校に通う子どもの読書に関する調査（令和7（2025）年度）

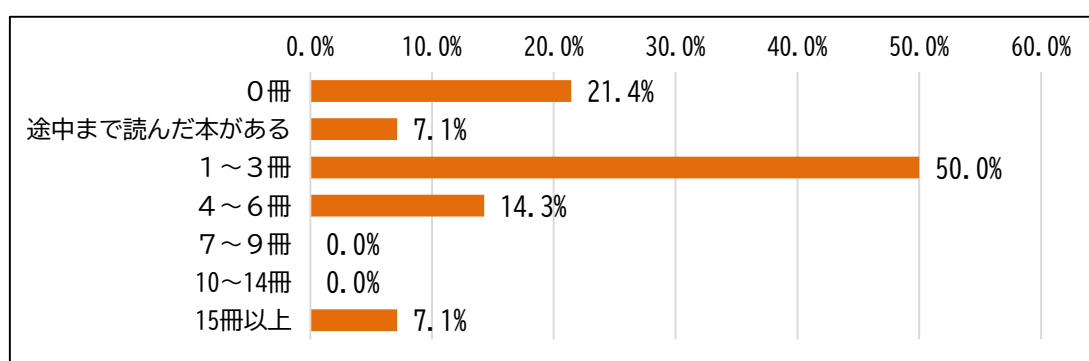
【調査の概要について】

○調査対象 区内在住で特別支援学校に通う子どもとその保護者

○回答人数 14人

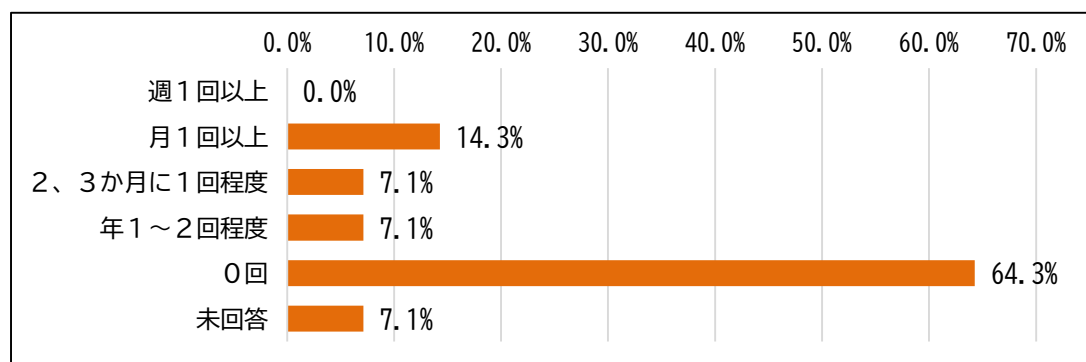
○調査期間 令和7（2025）年6月11日（水）～6月28日（土）

【本、雑誌（漫画は除く）の日頃の読書量について】



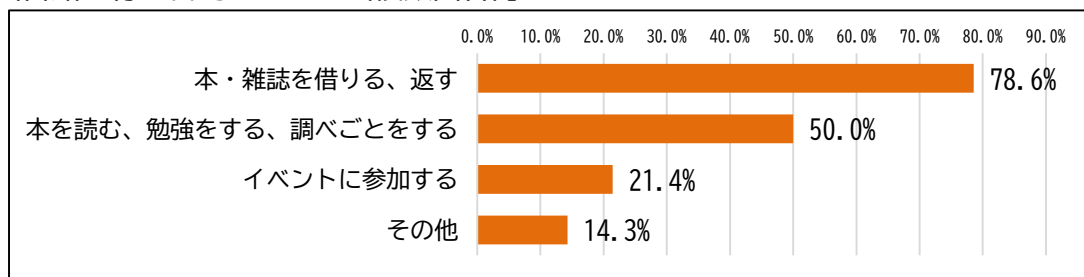
○ 8割弱の方が日頃から読書をしています。不読率は約2割でした。

【過去1年以内の区立図書館の利用状況について】



○ 14人中9人の方が、過去1年の内で図書館の利用回数が0回でした。

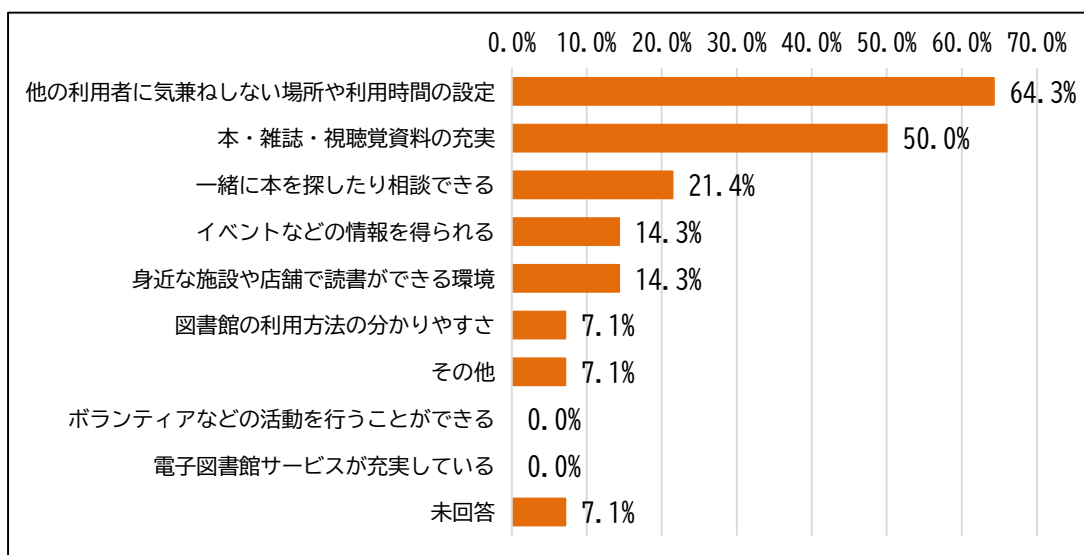
【図書館に行く目的について（複数回答）】



その他：ゆいの森あらかわのカフェを利用する。

- 8割弱の方が本や雑誌の貸出または返却のために来館しています。

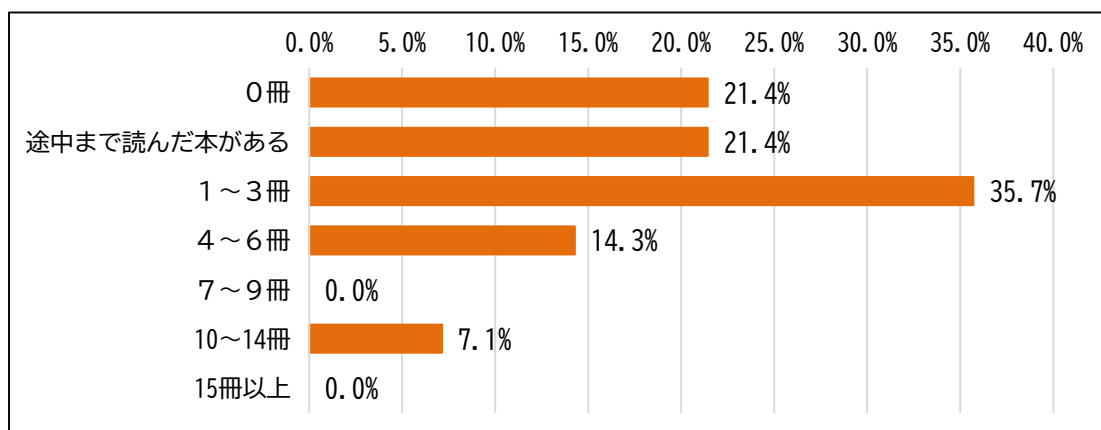
【子どもが図書館を利用するに当たり、保護者が図書館に求めることについて（複数回答）】



その他：特に求めることはない。

- 図書館に求めるものとして「他の利用者に気兼ねしない場所や利用時間の設定」が6割を超えており、次いで「本・雑誌・視聴覚資料（CDやDVD等）の充実」が5割でした。

【保護者の直近1か月間の不読率（読書量0冊）について】



- アンケート実施時の直近1か月間では、8割弱の方が読書をしていました。不読率は約2割でした。

【保護者の0冊の理由について】（上位3つを記載）

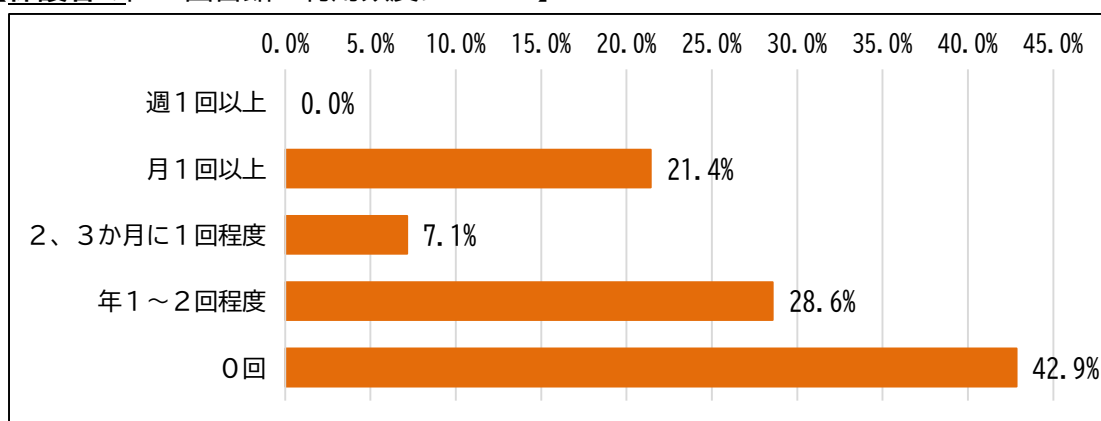
1. 育児が忙しいから（66.6%）

2. 仕事が忙しいから・読書に興味がないから・その他（33.3%）

その他：老眼で文字を見分けることが困難になってきたから

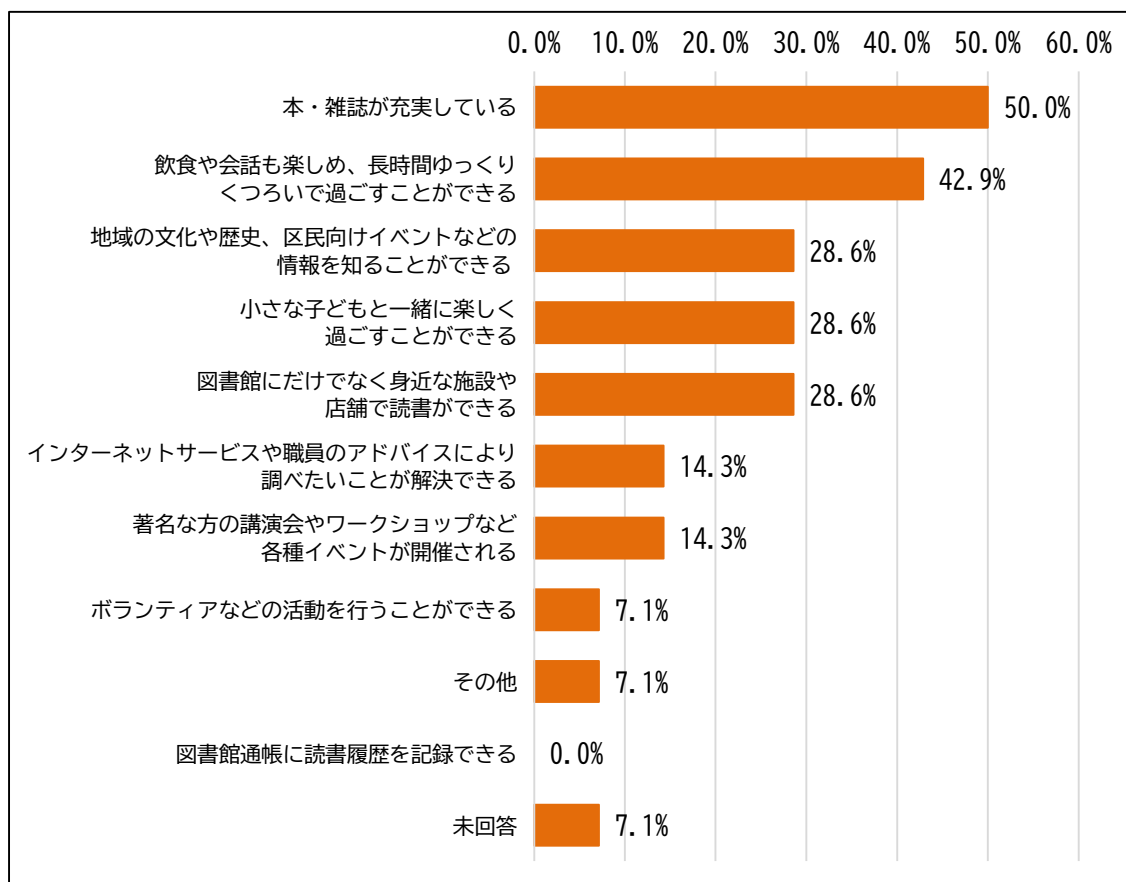
- 「育児が忙しいから」が最多でした。

【保護者の区立図書館の利用頻度について】



- 区立図書館の利用頻度については「0回」が4割を超えて最多でした。

【保護者が図書館に求めることについて（複数回答）】



その他：特になし

- 「本・雑誌が充実している」が5割で最多でした。次いで「飲食や会話も楽しみ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができる」が約4割でした。

【保護者の現在と1年前を比較した読書量について】

増えている	7.1%
減っている	57.1%
変わらない	35.7%

- 「減っている」が約6割で最多でした。

【保護者の現在と1年前を比較した読書量の減っている理由について（複数回答）】
（上位3つを記載）

1. 育児が忙しいから（75.0%）
2. 仕事が忙しいから（50.0%）
3. 情報機器の使用に時間がとられるから・その他（12.5%）

その他：老眼で文字を見分けることが困難になってきたから

- 「育児が忙しいから」が約8割で最多でした。

【保護者への質問：読書の新たな楽しみを見つけるために、おすすめ本を紹介し合うような、自分の読んだ本の感想を共有する取組は大切だと思うか】

大切だと思う	78.6%
どちらでもない	21.4%
大切だと思わない	0%

- 「大切だと思う」の回答が約8割で最多でした。

【保護者の「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」の認知度】

内容まで知っている	7.1%
聞いたことがある	14.3%
聞いたことがない	78.6%

- 読書のまち条例を聞いたことがない保護者の割合は約8割でした。内容まで知っている保護者は1割に満たない状況でした。

4 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

平成13年12月12日施行

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告

するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

5 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日法律第91号

平成17年7月29日施行

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵（かん）養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の

整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、および適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律

令和元年法律第 49 号
令和元年 6 月 28 日施行

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。(学校教育における言語力の涵(かん)養)

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学

校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁

的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(協議の場等)

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 荒川区読書活動推進プラン検討委員会設置要綱

令和7年6月24日制定

(7荒地ゆ第940号)

(副区長決定)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項及び荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例(令和5年荒川区条例第4号)第4条第1項の規定に基づき、荒川区における読書活動の推進に関する施策についてのプラン(以下「荒川区読書活動推進プラン」という。)の策定にあたり、広く意見を聴取し、必要な事項を検討するため、荒川区読書活動推進プラン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 荒川区における読書活動の施策に関すること
- (2) 荒川区読書活動推進プランの案の策定に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、荒川区読書活動推進プラン策定に関して必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 書店関係者
- (3) 区職員

2 前項第3号に掲げる区職員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名した者とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から荒川区読書活動推進プランの策定日までとする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができ

る。

(作業部会)

第7条 委員長は、第2条の所掌事務に関する調査研究を行うため、委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の内容その他委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、地域文化スポーツ部ゆいの森課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、荒川区読書活動推進プランの策定にあたり、必要な事項は、地域文化スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、第8条を除き、荒川区読書活動推進プランの策定の日、その効力を失う。

別表(第3条関係)

区職員	地域文化スポーツ部を担任する副区長 地域文化スポーツ部長 総務企画部長 区民生活部長 産業経済部長 福祉部長 子ども家庭部長 教育部長
-----	--

8 荒川区読書活動推進プラン策定の経過

月日	内容
令和7年7月25日	荒川区読書活動推進プラン検討委員会（第1回） 1 荒川区読書活動推進プランの策定について 2 今後の予定について
令和7年9月22日	荒川区読書活動推進プラン検討委員会（第2回） 1 荒川区読書活動推進プラン素案①について 2 今後の予定について
令和7年10月17日	荒川区読書活動推進プラン検討委員会（第3回） 1 荒川区読書活動推進プラン素案②について 2 今後の予定について
令和8年1月30日	荒川区読書活動推進プラン検討委員会（第4回） 1 荒川区読書活動推進プラン素案に対するパブリック・コメントの実施報告 2 荒川区読書活動推進プラン最終案の報告 3 今後の予定について